

第九十六回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録 第五号

昭和五十七年二月二十五日(木曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 枝村 要作君

理事 愛野興一郎君 理事 麻生 太郎君

理事 檜橋 進君 理事 渡辺 省一君

理事 岡田 利春君 理事 中西 續介君

理事 田中 昭二君 理事 小淵 正義君

理事 久間 章生君 理事 古賀 誠君

三枝 三郎君 理事 保利 耕輔君

山下 徳夫君 理事 塚田 庄平君

細谷 治嘉君 理事 岡本 富夫君

小沢 和秋君 理事 石原健太郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 安倍晋太郎君

労働大臣 初村滝一郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 原田昇左右君

通商産業省立地 神谷 和男君

公害局長 小松 国男君

資源エネルギー 庁長官 福川 伸次君

庁長官 仲次君

資源エネルギー 庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

庁長官 仲次君

商工委員会調査 中西 申一君

委員の異動

二月二十五日

辞任

金子 岩三君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

三枝 三郎君

同日

辞任

二月二十四日

石炭鉱業に係る電力用納炭枠の拡大に関する陳情書(北海道議会議長松浦義信)(第一〇七号)

夕張新炭鉱再建に関する陳情書外九件(旭川市議会議長小柳勝人外九名)(第一〇八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二五号)

まず、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案についてお尋ねしたいと思ひます。

これまで、石炭鉱業の自立を図るために石炭鉱業合理化臨時措置法に基づきまして各種対策が講じられてきており、五年間のこの法律の改正では、五年間で石炭鉱業の自立へのめどを立てていくことで、対策期間の延長がなされたわけであり、しかしながら、石炭企業の実況をみてみますと、たとえば五十五年度の大手五社平均の損益は、先日調査室によってつくられましたこの資料をみてみますと、政策助成の効果も別々にいたしますと、トン当たりで千五百六十八円の赤字となっておりまして、これまでの対策の実施にもかかわらず、なお石炭鉱業の自立のめどが立つに至っていないような感じがするのでございまして、この辺の理由が何なのか、まずこの点についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

続けて、二、三点あわせて質問をいたしますけれども、わが国石炭鉱業の現状を踏まえて、今後わが国石炭鉱業の自立に向けていかなる対策を講じるべきであるかを考えるに当たりましては、まず今後の石炭企業を取り巻く環境をどのように評価するかが前提になるかと思ひます。たとえば国内炭の競合財であります海外炭の輸入価格をみてみますと、一般炭の通関平均価格で昭和五十三年度は三十八ドル、五十四年度は四十二ドル、五十五年度は五十六ドル、最近では七十ドル弱というふうな非常に高騰しているわけでございます。こうした点の将来の見通しも含めまして、政府としては今後の石炭鉱業を取り巻く環境をどのように評価しているのか、この点についてお伺ひしたいと思います。

続きまして、もう一点大臣に、第二次石油危機後国内炭を取り巻く環境が好転していること、あるいはまた国内炭は貴重な国産石油代替エネルギーであること等を考えますと、従来生産縮小の一端をたどってきたわが国の国内炭について、もう少し積極的な活用を図る必要があるかと思ひます。政府としては、今後国内炭の生産水準のあり方についてどのように考えておられるのか。貴重な国内資源の活用という観点から加えて、また地域経済の維持という観点から、国内炭の現在程度の生産水準の維持は不可欠であるかと思ひますが、以上の諸点につきまして通産大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○安倍國務大臣 まず私からお答えをいたしますが、わが国の石炭鉱業の自立の目的を立てるための今次対策の実施期間を向こう五カ年間といたしましたのは、競合財であるところの海外炭の価格が最近急上昇していることなどから見まして、現行の助成措置を活用して石炭鉱業の近代化を一層進めることによりまして、昭和六十一年度ごろには石炭企業がかなり赤字状態から脱却することが期待されること、次いで、昨年八月の石炭鉱業審議会答申においても、具体的な対策期間は五年程度とすることが適切であると述べられたこと等によるものでございまして、政府としましては、今後五年間で何とか石炭鉱業自立の道が開けるように石炭鉱業労使の自助努力及び需要業界の協力を求めていくとともに、所要の施策を講じてまいりたいと思ひます。

なお、今後の国内炭の生産水準のあり方をどのように考えているか、こういう御質問でございますが、最近では第二次石油危機によりまして石油価格が上昇いたしました結果、石炭の見直しというものが世界的な潮流として急速に進行いたしております。また、わが国においても油炭格差は逆転をして、内外炭価格差も縮小基調にあることなどから、石炭需要は海外炭のみならず国内炭につ

いても増大をいたしております。このような情勢変化を踏まえまして、昨年八月には石炭鉱業審議会から答申がございまして、当面現在の年産千八百万トン程度の生産水準の維持を基調としながら、今後の石炭企業の経営体制の改善や需給環境の好転に伴って、将来における年産二千万トン程度の生産の達成を目指すことを、石炭鉱業の自己努力、政府の施策及び需要業界の協力を行うに当たつての基本的な考え方とすべきである、というふうになつておるわけでありまして、政府といたしましては、本答申を十分尊重して国内炭対策を今後進めてまいりたい。こうした生産の達成というものは、答申の中で大前提とされておるところの石炭企業の労使の自己努力に加え、それを支援、補完をする政府の施策、さらに需要業界の適切な協力があれば十分可能である、私はこういうふうに考えております。

○福川政府委員 補足して御説明させていただきます。

自立のめどが、これまで実施してまいりました第六次政策の過程の中でついていないではないかという御指摘でございます。その点に關しましては、当時想定をいたしました事情よりも、第一に、為替レートが非常に大きく変動をいたしました。当時、第六次政策の実施の初めには一ドル三百円程度でございまして、御高承のとおり二百円程度に円高に推移をしまして、また国内炭と競合エネルギーの国内におきまします価格がかなり拡大をいたしました。そのような事情がかなり經理に大きく影響を及ぼしたということ、もう一点、第一次石油危機の後、日本の経済調整の過程におきまして需要業界が著しい不況に陥つたという点があつたかと思ふわけでありまして、ちょうどいま御指摘のとおり経常損益ではございまして、第六次政策の始まりは昭和五十年程度では、政府の対策後で千円弱の赤字でございまして、五十五年度では赤字が百六十七円程度に縮小をいたしてきておるわけでございます。それには最近の石炭に對します内外環境の好転という事

情がございまして。第二点で御指摘いただきましたように、今後の石炭の需給というものは、海外におきましますインフレの整備のおくれ等々もございまして当面ややタイトなみに推移するということもございまして、今後の石炭をめぐる環境は、企業の努力があれば自立のめどが立ち得る環境が一言で申しますとやや整いつつある方向にあるというふうな理解をいたしております。

○久間委員 第七次の答申におきましても、石炭鉱業の自立のためにはまず各炭鉱におきまして合理化努力を払うべきであるというふうになされております。しかし、これまで合理化に次ぐ合理化を重ねてきた各炭鉱において、今後さらに生産面で合理化する余地が果たして残つておるのかどうか。これ以上合理化を進めるといふような点で無理が出てくるんじゃないかというふうな気がいたします。これは、またたきさんの資金負担が必要になつてくるんじゃないかというふうな気がいたします。こういう点についてどのようにお考えになつておるのか、この点についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、現在の石炭企業の経営状況を考えますと、石炭企業の生産合理化努力を支援するため、政府としてもやはり積極的な対応が望まれるわけでございますけれども、この点について、今度の改正に当たつてどのような方針を持っておられるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

また、生産の合理化を急ぐ余り、それが保安輕視につながつておることは絶対にあっては行けないわけでございますけれども、第七次の答申にも言うように、保安の確保は石炭鉱業生産のすべての基礎であらうかと私も思ひております。そのためには、まず各炭鉱におきまして労使一体となつて自主保安体制を確立すべきことは言うまでもないわけでありましても、政府において監督指導と助成が必要であらうかと思ひます。昨今、事故が非常に頻発しておるわけでありましても、こういう反省に立つて、今後どのように

保安確保対策の充実を図つていこうとしておられるのか、この点についてもお尋ねしておきたいと思ひます。

○福川政府委員 大変重要な今後の方向についての御指摘でございますが、生産の合理化という点につきましては、先生も御高承のとおり、石炭鉱業の採掘条件と申しますのは今後さらに深刻化していく、あるいはさらに奥部化していくというふうな状況でございまして、今後ともコスト上昇を吸収していくということにつきましては、企業にとりましての合理化努力というのが当然要請されるわけでございます。そのような状況におきまして、合理化の方向といたしましては、坑道等を中心とした坑内の骨格構造の若返り工事、あるいは採炭におきまします機械化あるいは合理化設備の導入といったようなことを保安を最重点にしながら進めていくということ、それから十分合理化を吸収し得る余地がある、また企業自身もそのような計画を持つておるということでございます。

このようなことに對応いたしまして、五十七年度の予算におきましては、坑内の骨格構造の補助金につきましては五十六年度の百十四億から百二十五億に増額するということで、合理化効果の期待できます骨格構造の改修を進めるということと同時に、さらにまた新区域の開発工事、あるいは本場に若返りに大きく効果がございまして構造改善工事につきましても補助率を引き上げるといったような措置を講じておるわけでございます。

私も似たいたしましたけれども、今後とも石炭企業の合理化努力を支援、補完するというようなこと、いま申し上げました予算案が通過いたしますればその実施に当たつて十全の配慮を払つてまいりたいと考えております。

保安につきましては、担当部局の方からお答えさせていただきます。

○神谷政府委員 保安の観点につきましては、ただいま御指摘ございましたように自然条件が逐次悪化してまいりますので、自然条件の事前の適切な、的確なる把握、これに對した措置というものを十分講じていくという体制を基本にしてまいりたいと考えております。

昨年の夕張新鉱のガス突出事故発生等にかんがみまして、同事故発生後、十月十九日には直ちに各炭山に對しましてガス突出を中心とした保安総点検を指示いたしました。各炭山ではこれを受けて所要の改善措置を講じておるところでございます。さらに本年度、ガス突出の科学的予知体制の強化、さらには各種計測器の緊急導入、あるいはすでに開発に成功した携帯用緊急脱出用酸素マスクの試験的配備といったようなものは、緊急的な措置として今年度中に措置することにしたしております。さらに科学技術庁の科学振興調整費一億円の予算措置を講ずる等、当面の対策につきましても万全を期しておるわけでございますけれども、五十七年度予算におきましても、保安確保事業補助金等につきましても特に重点を置きまして、技術研究開発に重点を置いて、その開発委託費は前年度比約二三%の増額というふうな点で、ここに重点を置きながら冒頭述べましたような基本的姿勢で保安の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

○久間委員 労働大臣の時間が余りありませんので、先ほどから通産省の御答弁にもございましたように、現状程度の生産を今後とも維持していただく、保安体制についても万全を期すということ、これは、保安確保の観点から、石炭鉱業審議会の答申を踏まえて、石炭政策につきましても労働省として基本的な今後どのように考えていかれるのか、その労働省の基本的な考え方につきましても大臣の

御所見を承りたいと思います。

○初村国務大臣 石炭鉱業審議会の第七次答申において、今後の石炭政策は石炭鉱業の自立を目指すことを基本とすべきであるというようにされております。このためには石炭鉱業における労働力の確保が重要な課題であるというところを指摘されておられるのであります。したがって、石炭産業の経営基盤を何よりも確立する一方、保安の確保あるいは労働条件の向上を図るとともに、生活環境の整備を図って、わが国の石炭鉱業を労働者にとつて将来展望があり働きがいのある産業とすることが私は最も必要ではなからうか、かように考えております。

そこで、労働省としては、今後とも若年労働者の確保にも配慮しながら炭鉱離職者が再就職する際にできるだけ前職経験を生かして炭鉱へ就職するよう勧奨するほか、雇用促進法に基づいて住宅をつくる、あるいはまた融資制度の活用を図って住宅をつくる、そして福祉施設の建設等産炭地域の生活環境の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

また、炭鉱離職者対策についても、同答申において、引き続き所要の措置を講じていく必要がある旨を指摘されているところでありますので、このたび炭鉱離職者臨時措置法の延長をお願いするとともに、従来から実施してきた施策を今後とも継続実施していく考え方でございます。

○久間委員 大臣は時間がございませんでございまして、部長あるいは局長で結構でございますから、関連いたしまして二、三労働省側にお尋ねいたしておきたいと思ひます。

まず、今回期間延長されるわけでございましてけれども、最近におきます離職者の発生状況を見ますと、かつてほどの大量の離職者が発生してないような、そういう気もするわけでございましてけれども、その状況がどうなっているのか、またそれに対する措置状況がどういうふうに行われているのか。それから、今後の離職者はどのようにならざるのか、その判断につきましてお尋ねしたいと思ひます。

それと、炭鉱離職者が再就職するわけでございましてけれども、再就職状況はどのような状況になつておられるのか、いい環境に置かれておられるのかどうか、そういう点についてもわかつておればお知らせしたいと思ひます。

それから、炭鉱離職者が再就職いたしまして、も、なかなか新しい職場になじまないといふ、新しい職場に長くつかれずにまた離職されるというふうな話をたびたび聞いております。それがひいては生活保護世帯になつていくというふうなことで、生活保護世帯が非常に産炭地域に多いというふうな聞いておりますけれども、再就職後の状況について労働省として把握しておられるのかどうか、この点についてもお尋ねしておきたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 まず最初に、最近における離職者の発生状況あるいはその措置状況についてでございますが、昭和五十五年度北炭の清水沢で全山閉山がありまして、約七百名の大量の離職者が発生したわけでございまして、五十六年度には、現在までのところ大量の離職者の発生は出ておりません。

また、再就職状況について見ますと、前年度から繰り越し求職者を加えて約六百名の求職者がございまして、再就職の促進に努めまして約百名の就職が決定をいたしまして、現在約五百名の離職者についての就職援助活動をしており、こんな状況でございます。

今後の発生見込みでございますが、当面北炭夕張の動向が懸念をされるところでございまして、万一離職者が発生するといふようなことになりますれば、従来の離職者対策の経緯からして再就職の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、炭鉱離職者の再就職状況でございますが、この離職者につきましましては、三年間有効の炭鉱離職者求職手帳を発給いたしまして各種の就職促進措置を講じておられる、あるいはまたその離職者を雇い入れる事業主に對しましては、雇用開発助成金というものを支給してその再就職の促進に努めておられるわけでございまして、これらの措置によりまして毎年七百名から八百名程度の方の就職を見ておりまして、未就職者の数は、離職者数の減もございまして逐次減少してございまして、現在先ほど申しましたように約五百名程度が求職中でございまして、その再就職に努力をしておられる状況でございます。

また、炭鉱離職者の帰郷状況の関係でございますが、一年以内に自己都合によらないで離職をされる、このようにする場合には求職手帳を再発給いたしまして特別の就職促進措置を講じておられるわけでございまして、確かに再就職の方もございまして、結果的には一応安定した職場で働いておられるのが一般と考えております。しかし、今後とも離職者の帰郷状況につきましては、できるだけ把握に努めまして再相談に應ずるなど努力をしていきたいと考えております。

○久間委員 それでは改めて通産省の方に、石炭鉱業、石炭政策と非常に関連がございまして、石炭も、鉱害の問題につきまして二、三点お尋ねしておきたいと思ひます。

三十年近くわたりましてかなり鉱害復旧には通産省として進めてこられたわけでございまして、現在かなりの鉱害がまだそのまま残されておられるわけでございまして。先般も当特別委員会におきまして鉱害地を見てまいりましたときに私も同行させていただいたわけでございまして、三、四十年度や筑豊地域を初めとすれば、三十年間やつてきたにもかかわらずかなりの量が残つておられるわけでございまして、現在この調査室の資料では六千六百七十億円という鉱害量がまだあるといふふうな聞いております。なぜこれほど残つておられるのか、また、これに比べて先十年間で、特に最近行政改革が叫ばれて財政がかなり逼迫しておられる折から、十年間で本当にこの量をこなしていくことができるのかどうか、その点について通産省の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○福川政府委員 鉱害問題に關しましては、先生もたゞいま御指摘のとおり、これまでも昭和二十七年以来臨時石炭鉱害復旧法を、さらに昭和二十八年から石炭鉱害賠償等臨時措置法をつくりまして、鉱害対策には関係方面の御協力を得ながら精力的に進めてまいつたわけでございまして、御指摘のとおり、昭和五十四年度の初めに実施しました全国鉱害調査によりますと、まだ六千六百七十億円程度の鉱害が残つておられるわけでございまして。その後五十四、五十五、五十六と事業を進めておられますので、その金額はさらに減少して五十七年度初めでは、推定ではございまして、約六千億程度の鉱害が残る、こういう状況でございます。

そのように残りました背景は、昭和四十七年度以降この前の十年間、この臨時石炭鉱害復旧法を延長いたしました以後新しい鉱害が発生をいたしました。その当時まだ内陸部でかなり稼働いたしておりました炭鉱がございまして、その後新しく鉱害が発生したという事情がございまして、さらにまた、地域によりましては、全面的に閉山になりましたために当時予想されなかつた地下水の変動等がございまして、湧水等の新しい形態の鉱害が出るようになった。さらにまた、この十年前に実施いたしましたとき以後、石油危機に端を発しました物価上昇等によりまして復旧費の大幅な上昇があったという事情があるわけでございまして。五十七年度の初めにございまして大体六千億程度でございます。年間の復旧規模が大体六百数十億円でございます。今後関係方面の十分な御協力と運用の改善を図れば、今後の十年間にいま残つております累積された残存鉱害量の処理は可能ではなからうか。また、ぜひこれまでの跡跡はこの際すべからず最終的に処理をいたしたいというところでございまして、昨年の十二月の石炭鉱業審議会の答申でございまして、私どもこの線に沿ひまして、この法律の延長が実現をいたしまし

た勝には鋭意努力をいたしたいと考えております。

○久間委員 たいだいまの御答弁を聞いておりました、今回の一括上程されました両法案につきましては基本的には賛成するわけでございます。ただ、この際通産省にもお願いしておきたいことは、二千万トン体制を維持しようとする余りに非常に無理な石炭生産がなされまうと、これがえてして事故につながるおそれもございますので、その辺につきましてもやはり現状維持を標準としながら、無理のないように政策を進めていっていただきたいことが一点でございます。

もう一点は、先ほどの六千六百七十億円の鉱害復旧の中には、四十七年以降に掘ったために発生した鉱害が一億あるというふう聞いております。これから先、山を掘って、また新たな鉱害復旧を要するようなことが出てくるということではイタチこっこになるような気もいたすわけでございますから、これから掘らせるに当たっては、鉱害はもう発生させないのだという事でひとつぜひ進めていっていただきたいということを要望して、時間が来たようでございますから、私の質問を終わらせていただきます。

○枝村委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 私、主として十九日に答申が出されました産炭地域振興問題についてお尋ねしたいと思っております。

昨年、法律が十年延長になりました、関係の各道県で産炭地域の発展計画、こういうものの作成をしておるわけでございます。たとえば福岡県がつくりました発展計画を見ましても、当面の課題として、一つは鉱害復旧、第二番目はボタ山対策、第三番目は炭住整備、第四番目は国鉄地方交通線の役割、第五番目は離職者対策の積極的活用、第六番目は同和対策事業に係る法的措置、第七番目は市町村の財政援助措置、これが挙げられております。

そこで、関係の両大臣にまずお伺いしておきたいことは、私は、この発展計画のポイントになっ

ておる当面講ずべき重大な課題としてはそのとおりだと思っております。その一つを欠けても産炭地振興計画の発展の実を上げることはできない、こう思っております。これについて、通産大臣なり労働大臣どう考えておられるのか、基本的な姿勢をお答えいただきたい。

○安倍内閣府大臣 通産省としては、答申が行われました産炭地域振興に関する諸点につきましては、これを誠実に実施していくためにこれからひとつ全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○遠沢政府委員 労働省といたしましては、この答申の趣旨を十二分に尊重いたしまして一生懸命にがんばってまいりたい、かように存じます。

○細谷委員 そこで、個々の具体的問題について質問をしてみたいんですが、最初に、北海道の夕張市の北炭そのものの問題よりも、北炭の災害によって北炭の所在する夕張市が大変な財政危機に追い込まれております。この点を通産省御存じですか、自治省御存じですか、お答えいただきたい。

○福岡政府委員 先生御指摘のとおり、夕張市が災害によりまして大変財政上苦しい事情に陥っていることは私も報告を伺っております。収入で申しますと、五十六年度の夕張市の予算額は大体百十八億円で、これに對しまして見込み額では百九億円という事で、十億円の歳入欠陥と申しましよるか不足が生ずるということで、財政が非常に厳しい状態に追い込まれておるといことは、私も北海道庁を通じてよく承っております。

○矢野政府委員 北炭夕張炭鉱の事故の発生によりまして、地元夕張市が財政的にも大きな打撃、影響をこう受けておるとございまして、私も、私の方では、事故発生後、夕張市につきましまして、私どもの方の担当財務調査官や道庁を通じて、同市の財政に与える影響を逐次調査しております。現在の段階で炭鉱災害による市財政への影響額は、市税の滞納を中心といたしまして約九億円ほど出るといように承知をいたしておると

ところでございまして。

○細谷委員 通産省のお答えでは約八億円程度の穴があいていて、自治省のお答えでは約十億円程度の穴があいていて、こういうお答えであります。少し数字が違っておりますけれども、私が承知しておる北炭夕張の事故による夕張市の直接の財政の欠陥といえますか穴は、一つは、災害が起きましたためにこれに必要な対策、たとえば見舞い金とかあるいは税収の減による利子の負担その他ありまして、これがおおよそ二千七百万円、それから市税の滞納分が大体四億一千四百万円、それから災害等による減免の分が、市民税なり固定資産税も含めて五百七十二万円、それから鉱産税の減収が五千七百八十万円。この税のほかに、公営住宅の使用料が九千六百万円程度完全未納になっております。一文も入っていない。水道使用料が半分程度しか入っておりません。六千四百七十万円程度の穴があいておる。それから、厚生年金の転貸資金の元利がありまして、これが半分程度しか入っておりませんから、大体千五百万円程度の穴があいておる。それから、北炭に市が融資した分がありまして、これは三億二千四百万円ございまして、この元利が全然入っておりません。保育所の減免とか、あるいは当然予想されておりました道民税の徴収による交付金、これが道民税が入りませんから、入っておらぬ。こういう金を合わせまして、合計十億、正確に申し上げますと、十億七百万円の歳入欠陥が生じておる、こういうふうに私は伺っております。私の数字はちょっと自治省の数字に近いのでありますけれども、通産省の数字とはかなり違いますね。夕張市にとつては二億円の差というのはいくぶん大きいのです。

○福岡政府委員 私、先ほどちょっと申し上げましたのは、収入の予算が百十八億円で、大体いまの見込みで百九億円と申し上げまして、私は大体十億円の弱程度の歳入欠陥と申し上げましたつもりでございますが、私も大体聞いておりますので、は十億円弱、九億円強の不足ということでございます。

ます。この点のいま先生の御指摘の数字、十億強の数字を御指摘いただきましたが、その数字につきましては、直接の御所管であります自治省の方で御確認をいただくのが適当かと思っております。

○細谷委員 まあ大体に、話を進めていきましたところ、通産省も自治省も十億円程度の穴があいておる。

自治省としては、この十億円はそのまま穴になると思ふのか、あるいは債権債務の関係で後へ入ってくる、こういうふうにお考えおられるのか。思っておりますとすれば、どの程度なのか。この十億円のうち、どうしても穴になるといふものはどの程度と予測しておられるのか、これをお答えいただきたい。

○矢野政府委員 先ほど先生御指摘の市税等の滞納あるいは減収、使用料等の滞納、御指摘になられた数字は、私もその調査いたしました数字と少し細部において違つておるものもございしますが、ほぼ合致いたしております。なお、水道の使用料の点だけは、実は私が申し上げました数字の中に、これは普通会計ベースで申し上げたものでございまして、九億という数字の中に含んでおりません。それを含めると、大方十億というところになるわけでございまして。

そこで、これらの影響の中で特に大きいものは、市民税のいわゆる特別徴収義務者として市に当然納付しなければならぬものが滞納になっておるといふようなもので、これが約五千六百万程度と承知をいたしております。それから固定資産税、これは都市計画税を含むわけでございまして、約二億三千三百万円程度、それから電気税が二百万強、鉱産税が一億二千万。これらの滞納分につきましては現実に本年度の歳入として入ってこない可能性が強い、公算が大であるわけでございしますが、これは債権としては当然市に確保されておるものでございまして、今後の会社更生の手續を進めていく中でこういったものがどのようにより確保されるかということになるわけでございまして、したがって、当面、市の財政に影響が出るわ

けでございますが、これは市が一時借入金等でしのいでいくような形に当面はならうかと思われでございます。

これに對しまして、市税の減免分があるわけでございますが、これは御指摘になられましたような数字で、これは市の財政に直接穴があく。約五百七十万程度でございます。

それから鉱産税の減収でございます。約五千七百万程度でございます。これは先生よく御承知のように、鉱産税は、前年の実績を基礎にいたしまして交付税の基準財政収入額に算定いたします。

したがって、減収になりました場合は、これは翌年度交付税にはね返ってくるという意味で、これは最終的な減にはならないという形になろうかと思ひます。

そのほか、使用料の問題もござひます。九千六百万程度でございますが、これは延納になつておるわけでございます。これも債権としては確保されておるということになろうかと思ひます。

それから、いわゆる融資でございますが、この融資につきましては、もとより当然に返していただくわけにはない。これも債権でございます。この融資につきましては、これは一種の単年度貸し付けでございますので、単年度の財政の問題としては一たん返す、また必要であるならば引き続き貸すというような形での処理ができればよいかと思ひます。

そういう意味では、これらの財政の影響額の相当の部分は市の、まあ本年度は直接影響が出るとしても、将来にわたつて考えますならば、最終的な歳入欠陥になるものではない。したがって、具体的に考えられるのは、そういった税の減免分であるとか、あるいは今度は逆に歳出面の問題、そういった点について、これが市の財政にとって絶対的影響を及ぼすもの、こういうぐあいに考えておるところでございます。

○細谷委員 いま矢野審議官は鉱産税五千六百万と言いましたけれども、私の数字では、調停見込み額一億二千万で、これは全然入っておりません

から、五千六百万じゃなくて一億二千万じゃないですか。これはもう完全に石炭が出てないわけでありまして、市の歳入から外れる。まあ、これは翌年度交付税で精算する、こういうことなんではないでしょうか。

私のお尋ねしたのは、一体、十億ばかりのうちから完全に歳入欠陥、ただ債権として残るものというの、おおよそ金額にしてどういうかっこうになつてゐるのか、これをお示しいただきたい、こう申し上げる。

○矢野政府委員 先ほどお答え申し上げました中で、鉱産税には二通りござひます。一つは、滞納になつておるものでござひます。つまり、調停をしながら滞納になつておりますもの、これが御指摘の一億二千万でござひまして、これは債権としては少なくとも確保されるものでござひます。それからいふ一つは、これは減収分でございます。

交付税の基礎になりましたところの鉱産税の収入がそれだけ本年度入らなかつたということになりますので、これは明年度精算になるということとござひますから、この点につきましては、年度間を通じてみれば補てんをされていくということになるわけでございます。

そこで、十億のうちどれだけが最終的に措置されなければならぬのかというところでござひますが、ちよつと細かい計算をいたしておりませんが、約十億のうち、滞納分の約四億一千二百萬、これは除かれることになるかと思ひます。

最終的な歳入欠陥になるというところが確定しているわけではないわけでございます。それから使用料約九千六百万、これも延納でござひますが、これにつきましては、絶対的な影響ではないわけでございますから、両者合算しますと約五億、これは除かれるというところでござひます。それから、そのほか貸付金の償還金があるわけでございますが、これが御指摘のように約三億二千四百萬でござひます。この三億二千四百萬も、先ほど申し上げましたように返していただかなければならないという形になるわけでございますか

ら、これも同じように除かれるわけでございます。

そういったしますと、結局最終的に歳入欠陥として財政に直接影響を及ぼすことになる、絶対的に考えるられるものは、やはり減免分というところになるかと思ひます。鉱産税の減収分は翌年度清算をされるということになるわけでございますから、歳入面におきましては、減免分が最終的な影響を受けるということになるかと思ひます。

でございます。減免分の金額につきましては五百七十萬でございますので、この点については、市の歳入としてはこれは減少する。歳入面ではそのようになろうかと思ひます。

○細谷委員 五百七十萬ですか。五千七百万じゃないですか。五百七十萬ですか。——そうしますと、大した穴があいていないということですか。入つてくるのは後になるけれども、中期的に見れば穴はあかぬ、こういうお見通しなんでしょうか。

○矢野政府委員 最終的に、絶対的に穴があくものとしてもうすでに決まつてしまつておるものという意味でお答えを申し上げておるわけでございます。したがって、本年度における市の歳入への影響の大部分を占めるところの滞納分、これが後年度においてももちろんそのまま確保されればよいこととござひます。この点につきましては、まだ現在の段階では、本年度はどうも入つてこないだろうというところは恐らくこれは可能性は大いいわけでございますけれども、さりとてこれが完全に歳入欠陥になると確定しているわけではございません。そういう意味での数字でござひます。

ただ、夕張市の本年度の財政に對する影響については今後社会更生法に基づき再建の過程において、このような収入が直ちに市の収入として今後入ってくるのかどうか、この辺によつて、やはり市の財政には少なからぬ影響が出てくる、歳入面において少なからぬ影響が出てくる、こう考えます。

○細谷委員 私も、これから不確定なこともあるものですから、突き詰めたことは申し上げませんが、これも同じように除かれるわけでございます。

けれども、いずれにいたしましても、来年入つてくるとか、今後入つてくると言ひましても、ことの決算がどうにもならないところに夕張市の財政事情がある、これは間違いないことだと思ひます。そうだとするならば、将来入ってくる見込みのものに對しても、今年度をどう通り越すかという意味において、その穴を地方債等で埋めてやらなければ市は立つていかぬ、こういう実情があると思ひます。これが一つ。

もう一つは、三月には——災害等についてはルールで十二月に特別交付税の中で計入してありますけれども、三月にやっちゃいかぬということじゃない、雪害等がありますと特別交付税でやつておつたわけですから。そういう特別交付税が三月の中旬には交付されるわけでございますから、これはやはり災害と同じように十分な対応をしてやるのが当然だ、こう思ひます。ありますが、そういうお考えかどうか、これをお尋ねしておきたいと思ひます。

○矢野政府委員 御指摘のように、夕張市の本年度の財政としては非常に大きな影響を生ずるわけでございます。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、その収入面につきましては、大部分が一応市の債権として確保されておるものでござひますから、将来は入ってくる可能性も残されておるものでござひます。けれども、当面が非常に苦しいものでござひますから、御指摘のように地方債の充当率等を最大限に活用いたしまして、まずこの穴の一部を埋めていく。また、具体的に、まずこの穴の一部を埋めていく。また、具体的には一般単独事業等につきましては退職手当償の率の引き上げであるとか、あるいは退職手当償の充当であるといったようなことにつきまして最大限の努力を重ねていきたいと思ひます。

それから一方、たとえば税の最終的に減免をいたした部分であるとか、あるいは歳出面で夕張市がこの事故に關しまして支出をいたしました経費、あるいは現在歳入がかなり大きく入つてこない状態になつてゐるわけでございますから、これに對しまして夕張市は一時借入金をもつて当面の

財政運営を行つておるわけでございますが、こういったものに利子が当然必要になってまいらるわけでございます。現にそういった利子の支払い額がございまして、こういった面につきましては、これは天災のような一定のルールはございませぬけれども、夕張市の方から十分事情聴取いたしまして、この三月に交付される予定の特別交付税の中でできるだけの配慮をしてみたい、このように考えております。

○細谷委員 この問題はこれ以上申し上げませんけれども、歳入欠陥については、可能な限り特別交付税で対応をし、なお不足の分については、これは地方債等で穴埋めをしてやっていたら、こういうことでひとつ北炭災害に基づいて大きな打撃を受けておる夕張市の財政を支えていただきた。これを強く要望をしておきたいと思ひます。そこで、次に十九日に審議会の答申がございまして、産炭地域の振興計画に關して質問をいたしたいと思ひます。

この十九日に答申が出たのでございすけれども、私も、まだこの答申をさわつておらないので、何か印刷ができていないというわけでありまして、きょうの質問に間に合はないわけでありまして、この答申については、せんだつて、こういう答申になるだろう、こういうことで石炭部の方から「産炭地振興対策の新たな展開」というアブストラクトが私どもの手にございす。その十九日に出た答申と、あなたの方から出されたその新たな展開という要約とは変わりありませんか、いかがですか。

○福川政府委員 先生御指摘のとおり、去る十九日に産炭地域振興審議会で総合部会を開きまして、その基本計画、実施計画の御討議をいたいただき、それでおまとめをいただいたわけでございますが、細部の表現につきましては会長に一任というふうにいまなつておるわけでございまして、いまその細部の文章の手続等を済ませまして、答申の手続をいま進めておるところでございす。それで、實質的には十九日の審議会で全員の御了解

をいただいたということでございまして、まだ手続ができておるわけでございますが、これが終わります次第、答申いただきました後、その要旨を官報にも告示をする手続を進めさせていただきます。このこととございす。大要、大筋につきましては、先生のいまお手元にお持ちの資料であると思ひますが、従来私どもの御説明してまいりましたのと大筋は変わっていない内容で十九日は終わつておるわけでございす。

○細谷委員 十九日に出たのはまだ本答申ではない。きのうあたりの新聞の社説等でもこう書いてありますよ。「産炭大臣の諮問機関である産炭地域振興審議会は十九日、産炭地域振興の計画改定案を安倍通産相に答申した」と書いてあります。十九日のはまだ本答申じゃないんですか。その答申をどう政府が受けるかという問題は別ですよ。どうでしょう。

○福川政府委員 ちょっと私舌足らずで大変失礼いたしました。答申自身は終わつて、いまそれを政府として通産大臣が告示いたします表現を詰めておるといふことでございまして、答申自体は十九日で終わったものでございす。大変失礼いたしました。

○細谷委員 答申は十九日に出たもの、これはこの間おたくの方から出た要約と大体変わりない、こういうことである。

それではお尋ねいたしますが、各県の振興協議会から出たものと答申——こういうものは各県から出たものを受けて審議会が検討したと思うのですが、違いがあるように思ふのです。どうですか。たとえば、答申は二十個圏域だと、こうなつております。福岡県から出たものは四つの圏域になつておるのです。ところが、答申ではどうも三つの圏域になるとあなた方は言つておるわけですね。四つが三つになつておるわけですか。ですから、各県から出たものも答申では手直ししてある、あるいは答申をそのまま受けていくとなると通産省の方も手直しをする、こういうことになりませんか。どうです。

○福川政府委員 先生御指摘のとおり、福岡県の経済生活圏をどのように設定するかという点につきましては、福岡県庁を中心にしたとして関係市町村といろいろ御協議をいただいたわけでございます。いろいろ御協議の過程はございまして、福岡県としては四つの圏域にするのはどうかという御意見があったわけでございす。それは筑豊の中、東を一つにするかあるいは二つに分けるかというところが一つの議論になつたわけでございます。北九州市を二つに分けるか分けなかつたわけでございますが、北九州市はこれもまた一つの行政単位でもございすというふうなことで、段階的に、実施計画の段階では二つに分けた形にいたしておりまして、最終的な基本計画としてはこれは一つの圏域にしたいというふうなことで、県の方でいろいろ御検討を賜りました。

最後、産炭地域振興審議会の地域部会の中では、一応基本計画としては三つ、しかし、その途中の過程の実施段階では、それぞれ二つに分けて實質展開を図っていくというところの方が好ましい場合という前提で、實質的に実施をしてみたいという過程では当面それを二つの形に分けるような形で、将来は最終的には融合するといふ形で行くのが適當であるといふことで、最終的に審議会では県の御意見もいろいろ承りまして、いま申し上げましたような扱いにいたしましたこととございす。

○細谷委員 私は、この圏域をつくる場合に、広域経済生活圏という基本構想をとつておることについては異議ないのです。しかし、県で検討して、それで福岡県の場合は、協議会で東、中、西、筑後と四つの答申をしてきたわけですね。かなり長い期間やつてきたわけですか。ところが、こちで三つになつておる。しかも四つということ、二十一という端数はまずいから福岡県の四つを三つにしぼつたのかも申しませんが、事實上

は四つのつもりでやる、そんなまはなかなことではよろしいのですか。圏域のとり方については問題はあつて思ふのです。いかがですか。

○福川政府委員 その点は実は審議会でもいろいろ議論がございまして、いま先生お話しのように、筑豊の東、中、西それから筑後、四つということが経過的には御議論がございまして、その場合、東、中を一つにするか二つにするかという点がいろいろ議論がございまして、現在までの歴史的な過程からいいますと、北九州市の沿革からいましてこれを二つに分けるという御意見も経過的にはございまして、これは北九州市という一つの行政単位であるといふことから、最終的には広域的なねらいをしていこうといふことでございまして、最終的にはこれは一つの圏域と考えることが適當であらう。しかし、すぐそこまでいっていきなかつたわけにもいかないで、とりあえず実施計画の段階ではその経過的な事情は踏まえて、最終的には東、中といふのは一つにしていくといふことにつきまして福岡県の方でも御了解をいただいております。私も理解をいたしております。

○細谷委員 いまの部長の言葉に私は解せないところがあるのです。福岡県の方から出てきたものは東と中。ところが東と中という圏域の推進というの、指定都市であり大都市である北九州市に依存しようとしておる。その北九州市は一つだから、県の方から上がつてきた東と中を一緒にした。そういうことになりまして、どうもその圏域というのは北九州市が主人公で、実際の六条をたくさん含んでおる筑豊の東と中の地域というのには附属物のような印象を与えるといふことになりかねないのじゃないかと思ふのですが、その辺はまた議論することにして、自治省の地域政策課長も見ておられるようでありましてからお尋ねしたい。

こういう圏域のとり方についてあなたの方で進めておる広域市町村圏とは線引きがまた違つてき

ておりますね。混乱いたしませんか。かつてあなたの方で進めた広域市町村圏と建設省が進めた地方生活圏の問題とか各省から出た問題が混乱いたしました。これを調整したいきさつがありますよ。今度は真つ向から進みますね。この辺についてどう受け取っておりますか、まずお答えいただきたい。

○藤原説明員 御指摘のように同じ地域に同じ生活圏のそういう計画がある場合には、圏域その他可能な限り相互の整合を図っていくことが望ましいと考えておるわけです。今回の経済生活圏の設定に当たりまして詳細な経緯は承知してないわけですが、地元でつくられました経済生活圏の発展計画を下敷きにしておられるようですし、また広域生活圏にも配慮しながら設定されたというふうに承知しておるわけです。個々の広域生活圏と経済生活圏が一致しておるわけではないようですが、連合体のようなことで包含する、そういう方針で設定されたように承知しております。

○細谷委員 これから行政をやっていく場合に不都合が起りませんか、不協和音が起りませんかというのを尋ねておるものであつて、あなたから経過を聞こうとは思っていないのです。いろいろな圏域をつくるのはいいけれども、縦割りで、通産省の圏域、建設省の圏域、自治省の圏域、国土庁の圏域といふことになつては地方はたまつたものじゃない、こう思うのですよ。それをお答えいただきたいのです。なかなか答えにくいでしょうね。どうですか。

○藤原説明員 計画の目的等も異なりますから、常に圏域その他完全に統一性を保つというところは困難な点もあるかと思いますが、可能な限り整合を保つというところは、御指摘のとおり、今後計画を執行していく上でも非常に大切なことだ、重要なことだと考えております。

○細谷委員 この圏域が今度の振興計画の大きな柱でありますから、議論のあるところですよ。議論は今後にひとつ保留しておきます。

そこで、今度の答申の中で、十年のうちに卒業

式をさせるというわけですね。卒業の資格はどういうことかといふと、その圏域の中に六条市町村が二分の一以上、二分の一をどうしてとったのかわかりませんが、日本経済新聞の社説あたりでも二分の一とした基準は何だろかといふことで議論しておりますけれども、とにかく二分の一。一つの圏域の中の六条市町村の過半数が振興法十一條の三項に規定する財政力指数の全国平均を上回つたときには卒業させる。ただし、その六条市町村の中に半分以上の人口を含む市町村があつた場合には、それが卒業する資格を持つておらなければ卒業させない。中心都市を設定したわけですね。私はこれも突き詰めると、新聞の社説も議論しているように、問題点があると思うのですよ。

まずお尋ねしますが、通産省が言っている財政力指数と自治省が言っている財政力指数というのは違ひがありますか、違ひがありませんか。

○福川政府委員 私ども、今回御答申をいただきましたものは、自治省で採用になっておられます財政力指数を採用することにしたしておるわけでございます。違ひはないと御理解いただいて結構でございます。

○矢野政府委員 私どもの方で普通財政力指数として一般的に用いておりますものは、たとえば五十五年度でございまして、五十五、五十四、五十三の三カ年度の平均という方法を使つております。ただ、この産炭の場合におきましては、五十五年度と言ふ場合に、五十四、五十三、五十二を使つておる、そこは違ひわけでございますが、その中身、用いております個々の年度ごとのデータ、これも同じものでございまして、産炭の場合にはそのようなものを使つておるというところで、実質的な違ひはないわけでございます。

○細谷委員 それでは具体にお尋ねしますが、答申を受けまして、いま考えておる財政力指数というのは全国平均は幾らですか、〇・六三ですか、どういふことですか。

○福川政府委員 現在では私どもとしては加重平

均で〇・六四と考えております。

○細谷委員 自治省にお尋ねいたしますが、過半数が全国平均の〇・六四を超した場合に卒業させる、こういうことであります。ただし、その六条市町村の人口の半分以上を一つの市町村が占めておつた場合にはそれが全国平均を上回ることが必要だ、こう言つております。そうなつてまいりまして、二十ばかりの圏域の中に不公平が起りませんか。私もこれの作業をしたわけではありませんが、よくわかりませんが、やはりちょっと問題があるんじゃないかという感じがいたします。

そこで、私の感じはただ感じで、そうなりませんというものであればいいのですが、私が思うのは、たとえば産炭地の六条市町村は、市であつても、ここ数年の財政力指数をずっと見ていきますと、産炭地以外のところの財政力指数といふのは一年に〇・一とか〇・二とか上がつていつておられますけれども、産炭地の財政力指数といふのは上がつていつていないのですよ。たとえば福岡県の田川市を見ますと、五十年が〇・三三、五十四年度が〇・三六、余り変わつていないです。卒業式をさせる、それも二十のうち十ぐらいは、十以上は卒業させるという通産省の見込みのようでありまして、そういう過去の財政力指数をずっとトレスしていきますと、思ふとおり半分以上卒業しますが、また卒業するようになつておられますか。もし過半数が卒業できないようになつたら、これは振興法をまた延長しますか、どうしますか、お答えいただきたい。

○福川政府委員 いま先生御指摘のとおり、財政力指数が全国の加重平均に達した市町村が過半数の場合に卒業といふことでございまして、そういうことが現在時点で判断できるので、一番端的な指標であろうといふことで審議会から御答申をちょうだいをいたしたわけでございます。もちろんその産炭地域振興の諸施策がどのような効果を上げていくかといふことによりまして、それが財政力指数に反映をいたしていくわけでございます。したがって、今後この財政力指数がどの

ように展開していくかという点については、もちろん不確定な要因がございますわけでありまして、私どもの方としてもある程度の試算はいたしておりますが、将来の展開がどうなるかという点につきましてはなお不確定な要因があるわけでございます。

したがって、それではもし仮に卒業できるような経済生活圏、六条市町村が少なかつた場合、あとどういふふうにするかというお尋ねでございますが、その点につきましては、私どもとしては、この延長後初年度でございまして、いまいろいろ府県の方で自主性を發揮して御努力を願つております。産炭地諸施策が効果を上げて、できるだけ産炭地域振興法の今度の十年の期間内に所期の目的を達するように最大努力するといふことが現在申し上げられることでございまして、それに向けて努力はするつもりでございます。

○細谷委員 最大努力するといふことでありますけれども、卒業基準まで掲げた以上はかなりの、確たると言ひませぬけれども、めどがなければいかぬと思うのですが、たとえば先ほど申し上げました夕張市の財政力指数はどうかといふと、五十五年は三〇・二です。さつき財政力指数〇・六四と言ひました。夕張の場合は〇・三〇二です。五十三年度の例は三一・一です。五十三年から五十五年の間に財政力指数は上がつておられますが、下がつておるわけですよ。それで、去年災害がありましたからもうこれは下がつてくると思ひます。夕張の圏域のほかに、たとえば芦別を見てみますと、芦別は〇・三二です。三笠は〇・二五二です。圏域の中心になるような市をとつてみても、おっしゃるような〇・六四の半分以下のところなんですよ。そうしますと、とてもじゃないが、いまのような体制の中で、五十七年度の予算措置でも余り変わつていません。変わつてないのではありません、半分卒業なんといふのは絵にかいたモチじゃないでしょうか。通産大臣、確たる見込みはありますか。

○福川政府委員 私どもは、それぞれの生活圏が

それぞれ地域の特性を発揮して、いま申し上げましたような基準に到達する、そのために、道県を初めとしたして関係市町村あるいは関係諸官庁の御協力を得て、ぜひ所期の目的を達成するよう努力をいたしたいと思っております。将来の展開を過去のトレンドから推定していかどうかはわかりませんが、今後の経済変動いかにによりまして将来の予測はかなりむずかしいわけでございます。私もどうしても、半分ぐらいのものは卒業させたいというところで、できる限り努力をいたしたいと思っております。ございしますが、いま客観的に現在としては一応必要だと思われず卒業基準にできるだけの御努力が到達するように、それぞれの関係方面の御努力を求めながら、私もできるだけの支援をしながらそのようにいたしたい。

興の実を上げるためには、福岡県が挙げたような七つの緊急の課題を完全に遂行していかねければならぬと思うがどうかというところをお尋ねしたわけですよ。そこで部長、いまの言葉で関係者の御協力を得て、その御協力を得てというものは具体的に何ですか。この問題については、通産省が産炭地の主管省でありますから、御協力いただくについては、三就労問題等労働省の御協力もいただかなければならぬでしょう。あるいは産炭地補正の問題についても御協力いただかなければ、私が挙げた七つの課題の——重要な当分の課題ですから、そう私は思うのです。それでも足らぬと私は思っているわけですよ。いま私が申し上げた七つの課題、大臣にお答えいただいたのですけれども、そういう問題について、積極的な協力をいただくという意味ですか、いかがですか。

ける、猶予期間の物差しも私は重要だと思っております。いま一番の産炭地の問題は、これからいろいろな借金をして、地方債でやっていきますから、公債費比率というのが、大体財政力指数は六〇に近くなった、あるいは五〇ぐらいに上がったけれども、借金が増えちやうどどうにもならぬというところでありまして、その猶予期間の中には公債費比率というものを重要な物差しとして考慮しなればいかぬのであって、簡単に猶予期間、あと二年ぐらいで経過措置にしようという機械的なことでは許されないう思っています。この点についてお答えいただきたい。これが一つ。

もう一つ、各省の協力をいただかなければいかぬ。いままでのものは当然のこととして実施計画の中に織り込んであるだろう、こう言っておりますけれども、福岡県から出たものをちやうど申し上げてみた。福岡県から申し上げた「緊急就労対策の積極的活用」というところは「緊急就労事業、開発就労事業は、今後産炭地域における生活環境整備、産業基盤整備推進の重要なデコとなるであろう。発展計画の具体的な事業の実施に当たっては、特開事業を含めた三就労事業の積極的な活用を図っていくべきである。」こう指摘しております。そういうふうな労働省はお考えかどうか、ひとつびしゃつと答えたいと思います。

じゃ、いま本当に十出のかどうかという点につきまして、私もどうしても明確に十出ということをお願い申し上げるわけではございせん。もちろんできるだけ多くするということで努力はいたしたいと思っております。ございしますが、それじゃ、仮に卒業するものが少なかったときに、その時点でどうするかという点につきましては、これはまだ将来の問題として検討させていただきます。ただくわけでございますが、当面、私もとしては、所期の目的が達成するように、できるだけ多くの、経済生活圏がねらいました目標を達成し得るよう関係方面の努力を促し、私も関係省庁ともども努力をいたしたいと思っております。

〇細谷委員 来年のことを言うといふと笑うと言いますが、いま計画はこれから発足しようというところで、十年先のことを言うのは大変申しわけないわけでありまして、私がそういう数字、財政力指数を物差しにしております議論してみますと、どうやら十年のうちに到達はできないんじゃないか、こう思うものですから、あえて質問しているわけですよ。

〇細谷委員 残り時間がありませんから。そこで、卒業の物差しができて猶予期間を設ける、猶予期間の物差しも私は重要だと思っております。いま一番の産炭地の問題は、これからいろいろな借金をして、地方債でやっていきますから、公債費比率というのが、大体財政力指数は六〇に近くなった、あるいは五〇ぐらいに上がったけれども、借金が増えちやうどどうにもならぬというところでありまして、その猶予期間の中には公債費比率というものを重要な物差しとして考慮しなればいかぬのであって、簡単に猶予期間、あと二年ぐらいで経過措置にしようという機械的なことでは許されないう思っています。この点についてお答えいただきたい。これが一つ。

〇福岡政府委員 私の方からは冒頭のお尋ねの猶予期間の点についてお答えさせていただきます。現在、私も、この猶予期間をどのくらいにするか関係省庁でいま最終的に詰め、検討をいたしております。ございしますが、私も現在検討中でございますので、いまここで確たることは申し上げかねますが、諸事情を検討をいたしましたので、猶予期間を決めたいと思っております。いま先生の御指摘の公債費比率といった事情にも、それからその他の諸事情にも配慮いたしまして、私どもの方としても猶予期間をどのようにするかを関係省庁でなお詰めていきたいと思っております。

〇細谷委員 来年のことを言うといふと笑うと言いますが、いま計画はこれから発足しようというところで、十年先のことを言うのは大変申しわけないわけでありまして、私がそういう数字、財政力指数を物差しにしております議論してみますと、どうやら十年のうちに到達はできないんじゃないか、こう思うものですから、あえて質問しているわけですよ。

〇細谷委員 残り時間がありませんから。そこで、卒業の物差しができて猶予期間を設ける、猶予期間の物差しも私は重要だと思っております。いま一番の産炭地の問題は、これからいろいろな借金をして、地方債でやっていきますから、公債費比率というのが、大体財政力指数は六〇に近くなった、あるいは五〇ぐらいに上がったけれども、借金が増えちやうどどうにもならぬというところでありまして、その猶予期間の中には公債費比率というものを重要な物差しとして考慮しなればいかぬのであって、簡単に猶予期間、あと二年ぐらいで経過措置にしようという機械的なことでは許されないう思っています。この点についてお答えいただきたい。これが一つ。

〇福岡政府委員 私の方からは冒頭のお尋ねの猶予期間の点についてお答えさせていただきます。現在、私も、この猶予期間をどのくらいにするか関係省庁でいま最終的に詰め、検討をいたしております。ございしますが、私も現在検討中でございますので、いまここで確たることは申し上げかねますが、諸事情を検討をいたしましたので、猶予期間を決めたいと思っております。いま先生の御指摘の公債費比率といった事情にも、それからその他の諸事情にも配慮いたしまして、私どもの方としても猶予期間をどのようにするかを関係省庁でなお詰めていきたいと思っております。

〇矢野政府委員 二点につきましてお答え申し上げます。もう一つの問題点は、「市町村への財政援助措置」でございます。これについてもこの福岡県から出たあれはかなり書いてあります。ちやうど御紹介いたしますと「昭和五十五年度の県内産炭地域市町村の財政力指数は〇・五四であり、とくに筑豊六条地域のそれは〇・三六と全国平均の二分の一の低水準にある。」こう言っております。特に田川市郡の財政力指数は〇・二六だ、こう言っております。そこで、産炭地は構造的な脆弱性を持っておりまして、国においても「自助努力には限界があるので、国においても産炭地補正の継続など特別の財政措置を講ずることが望まれる。」こう言っております。自治省が交付税措置の中でやっていただいておりますので、新しい延長に際して今後六年度で切れますので、新しい延長に際して今後どうするかという課題であります。これについてひとつ基本的なお考えをお答えいただきたい。まとめて質問して恐縮でございますけれども、それぞれお答えいただきたいと思っております。

のことを質問を申し上げましたのは、交通線対策協議会を開くに当たっていろいろな誘いがかかっておる、その中身は非常に不純なものまで含んでおると私は考えますので、お聞きをしたわけであ

ります。いずれにいたしましても、お聞きした点についてはわかりましたので、この点はあともうございませんで席を下がっても結構です。

次に、本論に入らしていただきますが、昨年三月、第九十四国会におきまして森山前長官が、五十六年度石炭勘定分については原重油関税収入のうち配分率十二分の十方式、これを定額方式に切りかえて、不足した場合に必要な措置を必ずとるといふことが答弁され、そして十一月十三日、第九十五国会におきましては小松長官が、不足した分につきましては、特会の総則にあるように石炭勘定を優先するので心配はないんだというようにした答弁がされています。ところが、この原重油関税収入五十六年度分を見ますと千五百八十六億円の予算が立てられておるわけでありまして、いよいよ会計年度も終わりに近づいてきたわけでありまして、この点を明らかにしていただきたことが一つと、五十六年度石炭勘定収入はそれとのかかわりで心配がないのかどうか、この点お答えをいただきたいと思ひます。

○小松政府委員 お答え申し上げます。

先生お話しございましたように、昭和五十六年度の石炭関係、原重油関税収入というものは私も千五百八十六億円を見込んでおったわけでございますが、その後の状況がかなり変わってまいりました。特に省エネルギー、それから燃料転換等の進展が進みまして、御指摘のように原油の輸入量というのが当初予想に比べて相当減っております。こういう状況でございますので、当然原油関税につきましても減収が予想されるわけでございます。一月までの速報値を見ますと実績が出ておりますけれども、さらに二、三月の状況を見ますと、最終的にどの程度の減収になるかということをご段階で申し上げることはむずかしいわけでございます。

私もといたしましては、今後の情勢いかんにもよりまずけれども、改定石油の供給計画で二億

三千九百万キロリットルの原油の輸入見通しをしておりますが、大体それに近い線で輸入が行われるのではないかとこのように考えております。そういうことで算定いたしますと、現段階で収入見込みは明確には立ちませんが、二百億円ぐらひは減収になるかもしらぬという心配はいたしております。

ただ、先ほど先生からもお話がございましたように、石炭勘定につきましましては定額先入れということで、千五百八十六億円の収入のうち千二百七十三億円を定額先入れすることにいたしてありますので、石炭勘定の立場からは減収は全然影響を受けません、かように考えております。

○中西(續)委員 この点は従来からの確認であり、いままとお変わっておりませんが確認できまして、石炭勘定は五十六年度分については問題がないというのを確認します。

そこで、五十七年度原重油関税一千四百五十億円並びに五十七年度予算予定額、この点については大丈夫なかどうかです。前回の私の質問に對しましては、大変大きく見積もつてあるのこの点については危惧する余地はないという回答をいただいておりますけれども、いまのように産業構造の転換なり、あるいは省エネが徐々ではあるけれどもさらに進んでいくであろうというのを考えた場合に、大変危惧をするわけでありまして、この点についてお答えください。

○小松政府委員 お答え申し上げます。

五十七年度の予算を組むに当たりまして、私どもとしては石油の輸入量を四百七十万バレルというところで考えております。これは原油輸入量としては二億四千九百万キロリットルということで、先ほど私が申し上げましたけれども、今年度の石油供給計画二億三千九百万キロリットル、大体今年度これに近い線で行われるのではないかとこのように思っておりますが、その横ばいというところで二億四千九百万キロリットルを想定いたしました。さらに来年度は税制面で若干の改正が行われてまして増収効果等もございしますので、そういうこ

とを勘案して千四百五十億円ということ算定しておりますわけでございます。

確かに先生御指摘のように、五十七年度の石油原油輸入量その他を現段階で見通すことはなかなかむずかしいわけでございますけれども、特に異常な状態その他が起これらに限りにおきましては、現在石油につきましましては相当の在庫調整が進んでおります。ですから、さらに景気の動向につきましても、後半はある程度の上昇が期待されるという面もございまして、今後の原油価格の値段いかんにもよりまずけれども、私どもは、現在の在庫状況から見れば、今年度の大体横ばいで見ておるという数字はかなりの数字ではないかとこのように考えておるわけでございます。

ただ、それにいたしまして、減収が起る場合もあり得ますので、来年度予算につきましても今年度と同様に、石炭勘定につきましましては定額先入れというのを予算総則にうたいまして、千四百五十億円の見積もりの中でさらに千三百四十七億、これはこれが十二分の十一強になりますけれども、こういう形で石炭勘定については定額先入れ方式をとるといふことで、財源対策には万全を期しておるわけでございます。

○中西(續)委員 横ばいで行けば、いま最後に答弁されましたように、定額先入れ方式をとりさえすればこの分については変更はない、こういうことにはなるわけでありまして、大体確認できると思ひます。

ただ問題は、需要見通しなどにつきましてどうせ見直し等が行われるようでありますから、そうした中におきましても、そういう時期になりましたらば、必ずまたわれわれに對しても報告いただければと思っております。この点をお願い申し上げます。

次に、産炭地域振興問題につきまして入りたいと思ひます。

石炭勘定の中で、産炭地域振興で筑豊に注ぎ込む予算は大変大きいということが盛んに言われております。しかし、内容をつぶさに検討いたします

と、鉱害対策なりあるいは失業対策費で、産炭地域振興対策費なるものはわずかの額でしかありません。二十年間の対策を考えてみますと、基本計画あるいは実施計画はあつたけれども、私たちに言わせると、余り大きな効果はなかつたのではないかと。今回は初めて、十年間の制限つきの中で、国、地方自治体あるいは住民参加のもとでこうした計画案なるものがつくられておるようでありまして、それについても成功させるためには、二十年間の総括が十分なされたかどうかは問題だらうと思ひます。

従来から私はこの点を何回となく申し上げておりますけれども、余り明確な回答がなされておる一度明かにしていただき、そして、それをどう補完していくのか、これがこれから後の私たちが立てなければならぬ基本計画、実施計画であり、地域における発展計画ではなからうか、こう考えます。私は、むしろ年次計画をつくるべきだといふことを主張してまいりましたけれども、これは受け入れられておりません。したがって、いま年次計画に至らずとも、いままでの反省に立つた上での計画をどうお考えになっておるのか、この点をお答えいただきたいと思ひます。

○福川政府委員 昨年の当委員会におきまして産炭地域振興法延長の御審議の際にもいろいろと御指摘をいただきましたが、一昨年の産炭地域振興審議会の答申で指摘しておられますように「従来の対策の進め方の実態をみると、経済生活圏としてのまとまり、発展の目標の設定、圏域内における市町村の位置付けと役割等についての検討が十分ではなく、また、振興事業間の調整と優先度の決定などについても、その計画面で総合性を欠く憾みがあった」という御指摘を答申としていただいております。

私もとしましては、当初の構想としてはありながら、経済生活圏としてそれぞれの特徴を生かしていくといふことと、それから、またさらに、それぞれの地方のその特性を生かすべく、関係市町村

等地方公共団体の自主性、努力を發揮させていく、さらにまた、関係省庁間の連携というふうなあたりいろいろな問題があったかと反省をいたしておるわけでございます。

計画をつくり出す過程の段階の中で、それぞれ道県でつくり出す発展計画の作業をする、さらにまた、産炭地域振興審議会の地域部会でのいろいろ議論をいただきますときのキャッチボールをするというふうなことで、従来に比しますと、基本計画、実施計画の策定の段階でもそれなりの改善が見られたと思っておるわけでございますが、今後の運用に当たりまして、いま申し上げました反省を十分踏まえて、所期の効果を上げるように関係方面ともども努力をしてまいりたいと思っております。

○中西(續)委員 そうした反省はある程度なされておりますけれども、いまこれに対して反論をし、そして討論をする時間がございませんから、きょうは省きます。

そのような反省の上に立ってこの計画は立てられておりますが、特に大臣にお聞きしたいと思っております。

いまそうした内容であるだけに、六条地城市町村におきましては、大変な財政困難に陥っております。特に筑豊内陸部などにおける自治体というのは、再建団体転落寸前にあると言っても過言ではありません。こうしたところではほとんど独自の事業はできず、しかも、産炭地域振興対策費はわずかでありまして、ところが、そのわずかな対策費、かさ上げ分等については、北九州市がほとんど持つていくという状況です。事業がなければ、こういう地域ではこのかさ上げ分についての補助はありません。

そうなつてまいりますと、問題は、他省庁が支出をしておる分が大変大きなものがありますだけに、これから後の問題といたしまして、他省庁との関係が従来より綿密に、計画的に連絡がとられ、そして私は、少なくとも閣僚会議ぐらいは開くべきではないかというのを従来から主張して

まいりましたけれども、次官会議ぐらいでということでは前大臣あたりは言われてきたところであります。そうした点からいいますと、この連絡あるいはそうした打ち合わせ等につきましては相当密に行われておるといふことの報告を聞いております。

ただ問題は、これから後そうした問題等につきまして、各省庁との関係の中で、予算の拡大あるいは増大が望めるのかどうか。特に、現在ではゼロあるいは大変低い伸び率に抑えられておる各省庁の予算でありますだけに、この点はどのようにお考えになっておるのか、あるいは対策を考えられておるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○安倍國務大臣 産炭地域の振興を図るために、現在各省は、産炭地域において行うところの公共事業につきまして、産炭地域振興臨時措置法に基づいて補助率のかさ上げ措置を実施をいたしておるわけでございます。従来から産炭地域各省庁連絡会というものがございまして、これを通じまして、各省庁に対して、産炭地域への公共事業予算の重点配分を行うように要請をいたしております。今後とも、産炭地域振興対策の円滑な推進に遺漏なきよう、関係各省庁との連絡協同体制を緊密化していかねばならない、こういうふうに考えまして、これから力を尽くしてまいりたいと思っております。

○中西(續)委員 そのようにして拡大を図っていくことの努力、そのことはわかりますけれども、そうした増大なり何なりが具体的に望めるかどうかという点ですね。この点、部長、どうなんですか。大臣は新しくなったわけですから、努力はするとは言っていますけれども、その点についての展望なりあれば答えてください。

○福川政府委員 私どもとしては、ただいま大臣が御答弁申し上げました方針で対処してまいる所存でございます。

もちろん、いろいろな事業を実施してまいりますときに、それぞれの地域の特性を生かして、効

率性を發揮し得るようなそれぞれの機能分担を図っていくというふうなことで事業の効率を上げ、そして効果を最大限に發揮するために、もちろん金も必要でございますが、同時にそういった計画性と申しましようか、知恵と申しましようか、そういったことを十分効果を上げ得るようなかっこうで英知を集めて努力をしてまいりたい。また、特にその意味では地方の自主性ということも尊重されるわけでございますし、関係各省庁が挙げて効率性を發揮し得るような事業の計画をつくり、それに邁進するということでもこの効果を發揮してまいりたい。これを十年間でぜひ所期の目的を達成するようなことで、予算面も含めまして努力をしてまいりたいと思っております。

○中西(續)委員 予算がまだ確定をしませんから、その配分等についてはまだまだ多くの問題が残つておると思ひますから、この点については十分対応していただきたいと思ひます。

そこで、それとのかかわりで他省庁とかかわり、それぞれございまして、建設省、おいでいたいていと思ひますから、建設省のみについてきようはお伺いしたいと思います。

いま申し上げたような状況の中でありまして、十年間制限のこの法律としてその計画でございまして、基本計画あるいは実施計画、地域発展計画、こうした振興策がそれぞれ明らかになつてくるわけでありまして、その中でも特に重要なものは、基幹道路を中心とした交通体系の拡充であります。

筑豊地区で申し上げますならば、二百号あるいは二百一十号あるいは三百二十二号などという国道があるわけでありまして、城内におけるものはある程度で上がったといひましたが、いまつくられておる経済生活圏、これとかかわりの中での問題が解消されていません。これではどうすることもできないわけでありまして、これらを考えた場合に、発展計画を十分活用し、それで将来の見通しを立たせるためには、何として

も道路というものは重点施策として最重要になつてくるのではないかと思ひます。そうした意味で、私たちが期待をするような重点施策として建設省ではこの問題について取り上げていただけたらどうか、この点、お答えをいただきたいと思ひます。

○高見説明員 筑豊地域につきましては、幹線道路として一般国道三路線ございまして、現在、他圏域との円滑な連絡を図るために、二百号につきましては直方バイパス、二百一十号につきましては八木山バイパス、飯塚バイパス、それから三百二十二号につきましては田川バイパス等の事業を現在実施中でございます。今後の三路線の整備の方針でございますが、先回答申が出されました産炭地域振興基本計画あるいは実施計画の改定の趣旨を尊重しまして、また、福岡県で策定される予定でございます当該圏域の発展計画と整合あるいは調整を図りながら、また地元との協力を得ながら路線の整備を進めていきたいと考えております。

それで、公共事業につきましては非常に厳しい情勢にございまして、建設省としましては、現在実施中の事業を早期に完成させたいと考えております。それから、交通の隘路となつております所の解消に重点を置きまして、今後とも事業の進捗に努めていきたいと思ひます。

○中西(續)委員 具体的にお答えをいただきましたので大体わかりましたけれども、私はこの点、先ほど通産大臣の方からお答えがありましたように、それぞれの省庁との関連の中で、そうした点についての重点施策を明確に打ち出す中の一つとしてぜひこれを採用することを期待を申し上げ、きょうはもうこれより以上追及いたしませんから、この点で要望だけ申し上げておきます。

そこで問題は、時間がだんだん迫りましたが、産炭地域経済生活圏、二十に分けてでき上がつておるようでありまして、九州の場合におきまして私一つ例を挙げながら申し上げたいと思ひますが、筑豊の東・中・北九州市を取り入れるというところで、こういう一つの圏域になつておるよう

であります。前国会でも私討論いたしましたのが、北九州市というのはいまうすでに牽引車の役割りを果たし得ない状況に陥っていることは申し上げるまでもありません。この十年間延長する中で、前大臣は環境づくりとして自助努力し、活力を与え、資本はそうしたときに定着をするという言い方をしています。企業誘致をその中でしていく場合に、たとえば日産を刈田に誘致をし、そして将来これらはどんどん拡大をしていく、そうした中で住宅あるいは道路、こうしたものがつくられ、状況を呈してくるのではないかといい方をしております。ところが、五十五年の十一月あるいは五十六年の四月のそれぞれの国会におきましては答弁の内容というものは、大臣の答弁の中ではそれぞれ食い違いが明らかになってきています。このことを考えますと、政府にとっては大変自信のないものではないかというのを私は指摘をしたと思うのです。

私はいま申し上げたように、たとえば日産なら日産、そうしたものをこうして筑豊の内陸部に向けて企業誘致できるのかどうか、本当に可能なのかどうかを明らかにしなくてはならぬと思うのです。私は、むしろこれにかかわるものを計画していくべきではないかというのをいままで主張してきたわけですが、特に筑豊主体の振興策が必要ではないかということになれば、官公需企業あるいは国家的プロジェクト、こうした政策的誘導がなければ不可能だということと同時に、大学あるいは教育研究機関の誘致しかないのではないかと、いうことを考えるわけでありましたけれども、いままで大臣が答弁をされてきたこうした誘致中心のものが本当に考えられてきたのかどうか、この点についてお答えをいただきたいと思っております。

○福岡政府委員 確かに筑豊地域の企業の進出の実態を見ますと、福岡市、北九州市あるいはその周辺には、さらにはいまおっしゃった刈田町等のその周辺にはある程度見られますが、田川等の筑豊内陸部では必ずしも企業の進出が十分と言えないというのが実情でございます。今回の筑豊の

東中の実施計画等におきましても、もちろん今後北九州市あるいは刈田地区などとの連関を含めながら、一般機械工業、食品工業あるいは繊維工業等の育成を図るという方向が示されておるわけでございまして、今後北九州市等の臨海部の工業地帯を中心にしたしまして内陸部への都市化が順次進展していくということが期待されるわけでございまして、その場合でも、主要都市と内陸部を結ぶ幹線道路網の整備ということが進んでまいりますれば、企業の進出が進んでいく可能性はあり得るものと実は私もとしては考えておるわけでございまして。

そのほか、地域特性に応じまして農業の振興とか地場産業の振興、あるいは観光開発、居住地域の形成といったような機能分担も考えられるわけで、そのような有機的な結合ということで圏域の発展を期してまいりたいというふうに考えております。

なお、先生御指摘のいろいろな国家関係機関のプロジェクト等の誘致といったような点がございしましたが、こういうものも、もちろん可能性がございしますが、一つの効果を十分期待し得るということではございません。この点につきましてはそれぞれどういふことが考え得るのか、私も関係方面の御意見を伺いながら、十分研究させていただきたいと思っております。

○中西(補)委員 後の田中委員の質問の時間が大変制限されますので、私は時間を残してこれで終えますけれども、あとまだ産炭地問題につきましては多くの質問も残っておりますので次回に譲らしていただくと同時に、消費者対策問題等につきましても、このように時間を前と後から圧縮をされたもので次回に譲らしていただき、きょうはこれで質問を終わります。

○枝村委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 大臣は、第七次答申を尊重して、将来における二千万トン体制の生産水準の達成を目指す考えである、このように所信表明で言

われておりますが、わが国の探炭は、御存じのとおりにますます深部化、奥部化されております。そういふ特殊な環境、そして劣悪な条件の中での国内探炭であるわけですね。そんな状況の中での事故等、北炭関係でも当初のとおりの出炭が可能かどうか大変危ぶまれております。そういう中で現在の千八百万トンも維持が困難と見なければならぬ、そういうふうな言われております。わが国の特殊事情を考慮いたしますと、将来の達成といえども現在より大きく上回る出炭目標は、いろいろな面もございしますが、保安体制等の安全面をどうしても軽視せざるを得ないということになると言われておりますが、この意味からなれば、このたびの二千万トン体制はどうしてもやらなければならぬものかどうか、ひとつ大臣の所信をお聞かせください。

○安倍国務大臣 昨年八月に石炭鉱業審議会から答申があったことは御案内のとおりでございます。この答申から見れば、わが国石炭鉱業をめぐる内外の諸条件から見れば、当面現在程度の生産水準の維持は可能であり、これを基調としながら、今後の石炭企業の経営体質の改善や需給環境の好転に伴い、将来における年産二千万トン程度の生産の達成を目指すことを、石炭鉱業の自己努力、政府の施策及び需要界の協力に当たっての基本的な考え方とすべきである、こういう答申が出されたわけでございまして、われわれとしてはこの答申を十分に尊重いたしまして今後の国内炭対策を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

なお、いま御指摘がございましたように、国内炭の生産に当たりましては保安の確保というものが大前提となっておりまして、保安の確保というものがございまして、この点についても第七次答申の中で、保安の確保は石炭鉱業の生産のすべての基盤である、こういうふうな言われておるわけでございまして、したがって、政府としては、今後保安の確保に遺漏なきを期しながら、北炭の二の舞を踏むというふうなことを何としても避けなければ

ばなりません。そうした面で保安の確保を図りながら、国内炭の生産の維持を図ってまいりたいと存じております。

○田中(昭)委員 言葉で言えば大体そのとおりでございまして、それで、しつこいようございまして、答申にも二千万トンの生産水準云々ということもございしますが、この生産水準も各方面から大体評価をされておるということも私は聞いております。しかし問題の点がないとは言えない。もう少し不安が残る。というところは、一昨日の参考人の意見を聞きまして、いろいろな見方があるわけでございまして、これは先ほど言われました保安の問題、保安なくして生産なしという石炭の基本的な問題から考えれば、この前の参考人の中にも、専門家の先生方がこの答申をおつくりになった、りっぱにできておるというふうに私も認識しておりますが、いかにりっぱにできておりましてもそれが実行されなければ意味がないというように感じを強く受けたわけですね。そしてまた、実際仕事をやる企業、協会の方の御発言の中にも、多分ところどころはあるけれども、実際の現状は、国内の貴重な資源を採炭する、その採炭した石炭は再生産のコストが莫大に上る、その採炭したくない、これもしかし問題がある、そして企業はみんな赤字経営である、こういう点が強く言われたわけでございまして、また、実際に働く現場の組合の方々もそれなりの評価をされて、実際の仕事に取り組み、石炭を掘る方たちの意見としまして、いろいろなことが言われておりましたけれども、中には率直に、いろいろな石炭に対する施策がどうも絵にかいたもちに終わる可能性が非常に多い、私もその点に心配をしております。そういうことになりまして、私はやはり本音の立場から言えれば、二千万トン体制は、たまたま昨年起こりました夕張の事故等を考えましても、ひとついいますと、遠くた決意で、大臣も通産大臣だけではなくて今後ニューリーダーというお立場にあられるわけでございまして、その確信のほどをもう一回お聞きまして、この問題を終わりたいと思っております。

○安倍内閣大臣 わが国のエネルギー構造というのは非常に脆弱でございます。そういう中であつて石炭という資源はわが国に残されたたゞ一つの資源であると言つても過言でないわけでございますが、現在は石炭鉱業をめぐるところの内外の情勢は、わが国にとつては好転をしておると言つてもいいのではないかと、こういうふうに出ております。したがつて、私ももとしましては答申の線を踏まえまして二千万トン体制を何とかして実現をしたい。いろいろとむずかしい問題も確かにあることは、これはわれわれもわかつておるわけでございますが、これを乗り越えてやはり達成をしなければならぬ。

○田中(昭)委員 ひとつぜひ取り組んでほしいと思つております。そこで、大事な時間でございますから、ちよつと後の問題を先にやらしていただきますが、昨年の北炭夕張の事故でございます。これは当委員会でも何遍も取り上げられました。大臣も所信表明の中で、事故の原因究明、そして二度と起こしてはならない、再発防止といふことの教訓になつておるわけですが、また山元としては、山の再建として労働者の方々の犠牲者並びに遺族等の補償を行わなければなりません。その前提として、事故以来四か月間になりますが、坑底に四十四人の遺体が残されておる。これは大変人道上も許されぬこととでございますし、一日も早く収容しなければならぬといふことが言われておりますが、通産省として現時点でどういふふうにかこの遺体の問題について把握をし、また、大臣の所信に述べられております人命尊重という点について大臣の簡単な

再度の決意と、それから、いま何をやらなければならぬか、どういふことを会社側と話し合ひをしていゝのか、わかれば教えていただきたいと思つております。

○安倍内閣大臣 北炭夕張社の再建につきまして、同社が会社更生法に基づき申し立てを行つたことによりまして、裁判所の判断にねだられておるところでございますが、政府としましては、同社が法の定めるところに従つて、労使の努力を基礎とし、遺体の収容に万全を期しながら再建の道を見出すことを心から期待をいたしております。

○田中(昭)委員 再建のことについてはまた後で聞こうと思つておりましたけれども、問題は、残された遺体に対してどういふことが進められておるのか、やはり通産省としても承知しておかなければならない、こう思ふのですが、時間の都合上、これまた後でお聞きすることにしまして、最初の問題と関連した問題に入つていきますが、エネルギー政策という中で、石炭の見直し、そして再評価といふことが言われております。石炭政策を推進していく中で、どうしても海外炭に依存しなければならぬ。海外炭の輸入がふえる一方でございまして、しかし、最近の海外炭は、聞くところによりまして価格が大変高騰しておる、そして不安定な要素も多い。そういう中で、国内炭は供給も安定しておる、また価格も安定しておる。そのために海外炭と国内炭との価格の差が縮まってきた。そうしますと、なお一層国内炭が大事な重要な資源といふ立場に立ちます。そういう中で、石炭エネルギーを、海外炭に依存して輸入を第一義に置くべきか、それとも国内炭を優先して保護育成していくか。こういう聞き方はどうかと思つてますが、大臣のお気持ちの中にどういふふうにあるのか、お聞かせいただければありがたいと思つております。

○安倍内閣大臣 私は、基本的には、海外炭の輸入と国内炭の生産といふものを両々相まつてやつていかなければならぬ、こういうふうにか考へて

おります。特に代替エネルギー政策を推進するといふ立場から、石炭の依存度といふものは非常に高くなつておるわけでございます。しかし、国内炭につきましては、いまの二千万トン体制を確立するといふことだけでも容易なことではない。しかしこれは実行しなければならぬわけですが、二千万トンといふことでありますから、相当な部分はやはり海外炭に依存していくといふことが必要になつてくるわけでありまして、そのためのいゝゆる安定的な輸入体制といふものを確立していくことは、今後の大きな課題であらうと存じております。

○田中(昭)委員 そういふことで、大臣、最近アメリカに行かれた。貿易摩擦、いま一番問題になつております貿易の問題で通産省が大変な御苦労をなさつておると思つてますが、アメリカに行かれたときに、何かアメリカの石炭のことについていろいろお話をされたら聞いておりますが、この場でもそのときの状況、そのときの模様をひとつできるだけお聞かせ願ふと思つております。

○安倍内閣大臣 先般アメリカを訪問いたしました際に、エドワーズ・エネルギー庁長官あるいはブロッグ通商代表等とも会ひまして、日米間の貿易問題についていろいろと意見の交換をしたわけでございます。その際に、日米間に非常にインパランスがある、こういうふうな指摘もありました。これを解消する手段として何があるかといふことについて、一つは、アラスカ石油の輸入といふこともわれわれは考へられるんじゃないだらうか。もう一つは、アメリカに非常に多く埋蔵されておるところの石炭の輸入、まあ輸入しておるわけでございますが、さらに大量の石炭の輸入の道を開いていくことも一つの方法ではないかといふことを話題に供したわけでございます。これに對しましてアメリカ側も、石油の輸出については考慮するけれども、国会で禁止の法律があるのでこの点に問題があるといふこと、さらに石炭については、われわれも熱意を持っておりますので今後ともひとつ大いに努力をしてもらいたい、日本として

も輸入の努力をしてもらいたい、こういうふうな御要望がありました。

私は、石炭はこれからの日米間のインバランスを解決する一つの目玉商品である、こういうふうにか考へておるけれども、現在アメリカの石炭の場合は奥地に大半埋蔵されておるわけでございます。そうして、これを日本に輸出しようといふ場合は、港等のいゝゆるインフラ関係がまだ十分整備されてないといふふうにも聞いておるし、同時にまた、石炭の炭質にも問題があるといふふうにか聞いておるわけである、あるいはまた価格の点について問題がある、したがつて、これらの点について、われわれとしてもいゝゆる中長期的には大きな期待を持っておりますし、可能性は十分あると思つて、アメリカ側としてもそういう輸出体制の整備を図つていただきたい、そういうことを注文をいたして帰つてきたよう次第でございます。

○田中(昭)委員 大臣、予算委員会もあるそうでございまして、残念でございますが、どうぞ……次に、いまの海外炭の關係で少しお聞かせを願ひたいと思つてますが、また私の意見等も交えてお話をし、そしてお答えいただきたいと思つてますが、海外炭の価格が大変高騰する、いま大臣のお話にもそういうことがございました。これが最近、大変極端な状況のように私も聞いております。そこで、具体的には、オーストラリアの石炭などは一年ちよつとぐらひで五〇%も上がつておるとか、また中国も連日これはいゝよ大幅な値上がりをしておる、こういうふうにか聞いております。そのほか大体同じような値上がりであるといふふうにか聞いておりますが、いまやこれらの産炭国が、端的に言つて第二のOPECとも言われるような情勢にある。ここ数年、わが国の状態を見ますと、わが国の経済も石油に大変振り回された苦い貴重な経験をしたわけでございますが、その中で、石炭はエネルギー総体から見れば石油ほどの影響性はな

いとしても、石炭再評価のとき、国際戦略の商品としてそういう脚光を浴びておる現在、海外炭の輸入に当たっては長期計画にのっとって行わなければならない。先ほど大臣もそのようなことに触れられました。特にわが国の関係の企業が、できれば石炭の国際メジャーとしての主導権を握るぐらゐの政策を考へることが私は政治の責任ではなからうかとも思ふわけでございます。そういう点、いかがなものでしょうか。またもう一点は、産炭国を第二のOPECとなさいたためにどういうことをするのか、何か対策が考へてあるのかどうか、そういう点についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○福川政府委員 先生御指摘になられましたように、一般炭に例をとってみますと、その輸入価格はCIFで五十三年度が三十八・四ドルでございましたが、これが五十六年の十二月には六十九・八ドルということ、かなり上昇をいたしました。しかし、内外炭の価格差をとってみますと、まだかなりの価格差がございまして、十二月時点で申し上げますと、一般炭で申し上げますと三十四円から四千円、それから原料炭で申し上げますと七、八千円まで国内炭の方が高くなつておるわけでございまして。したがって、もちろん私も私どもとしても、国内炭というものの経済性と安定性——先生御指摘のとおり国内炭は非常にエネルギー安全保障という機能がございまして、この安定的な機能を重視してまいりたいということに考へておりますが、そういう経済性、安定性の調和の中で、大臣が先ほど申しましたように国内炭の対策を考へてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

第二点として、先生御指摘のように海外炭も、石油ほどではございませんけれども石油に似た性格もございまして、たとえば最近の経験でいたしますれば、ポランド情勢が悪化をいたしましたヨーロッパの石炭の需給がタイトになる、それが各方面に買ひ付けに走るといふようなことで国内炭が上つた経緯がございまして、さらにまた、特

に豪州などでは、ストライキが多発をいたしました。かなり供給が不安定になる、さらに港湾ではストがまたよく起こりまして非常に待船が生ずるといふようなことで、もちろん貨物の供給の不安と同時に、コストも上がるという要因がございまして。

したがって、大臣が申しましたように今後海外炭を安定的に供給していくことを考へてみますれば、一つには、石油の供給にまつまでもなく、供給地域の分散化を図っていくということが重要であろうというふうに考へております。従来は半分以上を豪州に依存いたしておりました。最近では少しづつそれが減少傾向に入つておりました。特にアメリカそれから中国、さらにはまたカナダといったあたりに供給源を分散をいたしていく、こういうことでございまして。さらに、一部では最近アフリカ等からの輸入もふえておるわけでございまして、そういう意味では、私どもとしてはできる限りこの供給源の分散化を図っていくということでございます。

それから、海外炭安定供給の安定システムをつくっていく二番目の柱は、私もコールチェンとよく言つておりますけれども、いわゆる山元から国内炭の引き取りまでをシステムのややつていく。いま先生御指摘になりましたように、もう少し資金力等も持つて山の開発に協力したらどうかということもその一環でございまして、一言で石炭と申しましても、サルファ、カローリ、水分、灰分、いろいろな要因が絡みますので、できる限り需要者に合った形で山の開発をさせ、さらにインフラを整備をしていく。特に豪州などでは、先ほどから申しておりますように港湾施設が不足いたしておりますために、ニューカッスル港の協力ということも考へ、また中国でも円借款でいろいろな協力をしている、こういったことで考へてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○田中(昭)委員 ちよつと私の質問内容は、経過はわかるわけですが、これは事務の方では

お答えにくかつたかもしれませんが、いまのお話の中にもありましたように、やはり供給の安定性と安全保障的な機能ということは答申等にも言われておりますから、これは政務次官から結構でございまして、先ほど私が申し上げた政治的責任としての石炭に対するお考えといひますか、そういうものをもう一遍聞かしていただきたくと思ひます。

○原田(昇)政府委員 田中委員の御指摘、まことにござつてもでございます。私も、石炭の安定供給というのを大変重要な問題と考へておるわけでございまして、石炭が石油と違う点は、御承知のように、海外の石炭資源というのは石油よりは埋蔵量が非常に多いという点でございまして。ただ埋蔵量は多くても、供給する設備なり施設というのが十分開発されていないために思うように持つてこれない、また、港湾ストとか、そういう影響を受けやすい、こういうようなことがございまして。

そこで、こういった点を考慮いたしますと、おっしゃる通りに産炭国の開発プロジェクトに積極的に参加して、港湾まで持つてくる供給力を拡大していく、あるいは供給源を多角化する。いま答弁いたしましたように、豪州に過度に依存しておつたのが、アメリカあるいはカナダあるいは中国あるいはソ連とか、こういった方に多角化をしていく。それからまた、利用炭種の問題がありまして、これを技術開発等を通じて多様化していくことが、きわめて安定確保には必要ではないかと思ひます。

さらに、産炭国と消費国との意思の疎通ということもきわめて大事でございまして、今後とも、政府レベルあるいは民間レベルにおいて、二国間会議、IEA等の多数国間会議等の場を積極的に活用して、石炭貿易の安定的拡大の重要性についての国際的な共通認識を形成することに努力しなければならぬのじやないかと思ひます。

最近の情勢は、確かに石炭価格の一時急速な値上がりというのがあったわけですが、御

承知のように石油の需給が緩和してまいりまして、石油価格におきましても、スポット価格はバレル三十ドルを切つておるといふような情勢が現れてまいりました。また、わが国の電力用炭の需要につきましても、そう急いで手当てをしなくてもいいというような情勢も出てまいりましたので、こういった情勢をバックに、石炭価格の安定、適正な水準というものをわれわれとしても、また民間にも努力してもらつていくことが必要じやないかというふうに考へておる次第でございまして。

○田中(昭)委員 大変いろいろお聞かせ願つたわけですが、そこで、先ほど部長がおっしゃつた、いま政務次官もおっしゃつた、何か供給の多元化といひますか、その具体的な相手国をもう少しちよつと、いま言われたもの以外に何かあるかどうか、お知らせ願ひたい。

○福川政府委員 いま申し上げましたのは、従来豪州が中心でございまして、それにアメリカ、カナダ、中国等がございまして、さらに南アが最近では輸入がございまして、それからソ連も、先ほど政務次官御答弁申されましたように輸入がございました。そのほか考へられるところといたしましては、たとえばインドネシアでございまして、そこにあるのは南米でございまして、いろいろ賦存しているところはありますと思ひますが、いずれにいたしましても、かなり輸送距離が入るということでございますので、どうしても中心は太平洋圏の方ということにならうかと思つておりますが、そのほかいろいろ東南アジア諸国につきましても可能性はあるかといふことで、いろいろな探鉱等々の努力、情報収集等に努めておる次第でございます。

○田中(昭)委員 ありがたうございました。そこで、先ほど、私、北炭夕張のことにちよつと触れたわけですが、大臣、具体的にはお答えなかつたのですから、もう一遍お聞きします。

実際現場に残つております四十四名の遺体について、もちろん会社が、企業が第一義的にやるのは当然でございまして、その辺の状況は何か通産

省で把握なさっていますか。

○神谷政府委員 昨年の十一月五日から本格的な揚水を開始いたしました。御承知のように私どもの札幌の監督局、現地に本部を設けまして遺体救出作業その他の保安上の監督指導に当たっておりますので、この作業についても常時指導し、監督し、ウオッチをしておるところでございます。

水没をさせました坑道の総延長が千九百メートルございまして、昨日現在でこのうち千三百八十メートルについて揚水及び取り明けが終わっております。この段階で新たに十五遺体が発見されまして、昨日現在では、その後一遺体発見されまして、死亡確認五十名、行方不明、未収容者四十三名ということになっております。

残っております五百二十メートルの坑道の取り明け作業にこれからかかるわけでございますが、主として事故が発生したと推定される地域周辺、北第五の盤下坑道の取り明けがこれから始まるわけでございます。突出炭が非常にたくさん出ておりまして、水を揚げてありますので、自然発火等のおそれもございますので非常にむずかしい作業でございます。現在安全を期するための通気の密閉作業等もほぼ終了して、これから本格的に第五盤下の取り明けにかかる、こういう状況でございます。

昨年の十二月の下旬に上部の坑道で取り明け作業中、自然発火の徴候が出ましたので、再度注水を行う等で若干のおくれが見られましたが、その後現在までのところは順調に取り明け作業は進んでおります。しかし、これから非常にむずかしいところと差しかかりますので、坑道の損傷の程度等不確定要素がありますからつきりしたことは申し上げられませんが、会社の計画では、順調にいけば早ければ三月末から四月上旬にかけて取り明けの大半が終わるのではないかと、こういうふうに見ております。

いづれにいたしましても、安全かつ迅速な収容を行うよう指導し、現地の監督局でもその取り明け作業は厳しく監督をいたしておるところでございます。

います。

○田中(昭)委員 わかりました。

そこで、もう一つ残るのは、やはり遺族の補償関係、これも残るようでございます。報道するところによりますと、何か相当な、十二億七千万ぐらいかかるというように出ております。これはぜひ会社としても対応しなければならぬと思うのですが、なかなかいまの苦しい状況の中では資金の目当て等も大変だろうと思ひますし、この資金のやりくり等について、何か政府で把握しておられることがございましてら教えていただきたいと思ひます。

○福川政府委員 先生申されましたように、遺族の補償につきましてはまだ支払わなければならないのが十三億弱残っております。私どもも、災害を起こしましたときから遺族の補償というところにつきましては、遺体の収容とともども最優先するようにいろいろな指導してまいりましたが、いまだそれだけの金額が未払いで残っております。私どももいたしましては、遺族の補償、遺体の収容といった問題は、これは企業内の災害でございますので、企業が責任を持って、その責任と負担において処理すべきものというところで指導をし、常に会社側にもその旨を強く申し上げておるわけでございます。

一月予定いたしましたのは支払いませんでして、二月、あるいは会社側によりますと、私どもも一応の報告としては、事故関連グループの協力のもとで関係金融機関の支援のもとで三月末までには支払うということを開口的に伺っております。でございますが、私どもとしては、企業の北炭グループとしてその責任を果たすように絶えず督促をいたしておるわけでございますが、現在といたしましては、私どもとしても、会社はそのような方向で努力をするというふう聞いておるところでございます。

○田中(昭)委員 もう少し残っておりますのは再建問題でございます。昨日ですかの報道によりますと、北炭の更生

見通しについて調査委員会が地裁に報告書を出した。これはやはり、この報告書に言われておりますように、国や北炭グループ等の支援、協力が前提となっております。その中で、これは新聞報道だけでございまして、更生手続の開始が妥当である、そういうことで再建の可能性を示した報告になっておる。この内容から見ても、三月には更生決定の見込みではないかと、このように対応されるか、わかつておれば教えていただきたい。

○福川政府委員 二十二日、今週の月曜日に望月調査委員が札幌地方裁判所に対してその報告書をお出しになったというのを私も報道を通じ承知をいたしておるわけでございますが、今回のこの調査報告書と申しますのは、裁判所が更生手続開始の決定の可否を行うに当たっての判断の材料ということで提出されたものでございまして、別途管財人が選任されて、管財人の手によりまして更生計画が策定されていく、こういう手続を経るわけでございます。私どもも、この調査委員がおつくりになりました報告をまだつぶさに検討する余裕はございませんので、私どもとしては、これは裁判所の手続の一環として行われておりますので、その内容の点については申し差し控えたいというふうに思っております。

最終的に確定をする。それを裁判所の認可決定を得るという形で更生計画に相なるわけでございす。その間にももちろん、将来の企業のあり方、経営に及ぼすまで、これはケースによってやり方は多々、区々に分かれてまいりますけれども、将来の経営のあり方からいいますと、将来の債権の処理の仕方、返済の仕方等々、非常に広範な内容にわたってこの会社が更生できるかどうか、また、するとした場合の内容というのが明らかにしてくるわけでございます。

いま先生も御指摘のように、望月調査委員が出されました報告書は、八項目にわたる前提がついて、その前提が成就されれば更生の見込みあり、こういうことのようにございまして、問題はその条件をどのように満たすような形で更生計画が作り得るかどうかということであろうと思っております。

そういったことで、管財人が選ばれますればそういうことがいろいろ検討されてまいります。いま御指摘のとおり財政資金もかなりの御期待があるという、制度資金の導入が期待されておるというふうでございます。私どももいたしましては、更生計画が認可決定されるなど更生の見込みが明らかになりました段階では、私どもとしても財政的な支援ということを検討してまいりたいというふうに思っております。でございますが、当面裁判所が管財人を選ばれて更生開始手続の決定をなさる、さらにまた管財人がその更生計画をどのようにしていくかということが当面の焦点でございますが、その過程におきまして、先ほど御指摘になりましたような遺体の救出、弔慰金の処理ということとは十分優先的に考えていかなければならない問題であるかと理解をいたしております。

○田中(昭)委員 それじゃ、この問題はまた時期を見ましてお尋ねすることにしますが、現状の中では、夕張が再建されて、そして地元もそれを大変希望しておりますし、そういう方向での政府の援助をお願いをしておきます。

そこで、時間も余りございませんので、いろいろ申し上げたいことがございましたけれども、最後にしたいと思いますが、残りました問題は、一つは鉱害対策の問題でございます。これをひとつ、私も産炭地におりますが、先ほどの中西委員のお話もありましたように、現実はいろいろな対策といえますか、補償といえますか、そういうものが遅々としてなかなか進まないという面もあるわけでございます。また、鉱害そのものが、私たちの認識では、国が歴史の中で富国強兵といいますが、とにかく産業第一でやってきたその当時の産業廃棄物ではないか。ボタ山にしろ、惨めな姿でいま産炭地に残っておりますのを見ましても、そういう産業廃棄物であれば当然、そのほか鉱害等につきましても、政府が責任を持ってこれはやらなければならぬ問題である、こういうふうに言わざるを得ないわけでございます。

それで、石炭政策の中では事務局の方も大変一生懸命やっていたとおるのとはわかるわけですが、けれども、わが国の資源のない中でエネルギーというのを考えますと、石炭政策はひとつ要求するものはきちっと要求する、やれることはやるという確固たる信念を持たなければいけない。ですから、そういう意味から言えば、石炭政策は本音でやってもいい。この問題については、いろいろな鉱害またエネルギー問題については、与野党一致して超党派でこの委員会等でも意見開陳また御意見等を聞いているわけでございますから、ぜひひとつそういう形で政策を進めませんか、いいかげんなことではせっかくやったことが一〇〇%実らない、私はこういう感じを先日の参考人の話を聞いておりましたも受けたわけでございます。本場に、最初に申し上げましたように、どんなりっぱな政策でも実行できないようなものを掲げておいて、そしてそれで適当にやればいいんだというようなことでは石炭政策は失敗をする。参考人の意見の中にもありましたように、今度の第七次では、そういうことがあつてはならない、いままでは生かさず殺さずで来たというよう

なことまで出ること、残念ながらうかがえるような気持ちがあるわけですね。いままでも一生懸命やっていたのだと思えますけれども、今後の政策の進展についてはぜひひとつ確固たる信念を持って、こういう生産についてはもう正味必ずやっていくというところの御所見を、そういうことに對する御所見をお聞きして終わりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○原田(昇)政府委員 田中委員のおっしゃること、ごもっともでございます。私も、いままでも長年にわたつて産炭地振興あるいは鉱害対策を実施してまいつたわけでございますが、今回延長をお願いして十年間、これが最後の十年だ、こういうふうに考えておりました、不退転の決意で、この十年間に所要の目的を達成するように全力を挙げた覚悟でございます。どうか委員各位におかれましても、ぜひとも御協力、御助言のほどをお願いする次第でございます。

○枝村委員 午後三時に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時二十六分休憩

午後三時四分開議

○枝村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡田利春君。

○岡田(利)委員 労働省関係の若干の質問から伺いをいたします、こう思ひます。

今回の炭鉱離職者臨時措置法がさらに五年間延長されることになっておるわけでありま。そこで、私はこの五年間の延長と他の法案との関連を考えてまいりますと、前回すでに産炭地振興臨時措置法が十年間延長されておるわけです。午前中も議論になりましたけれども、今度の方針の中では、財政力指数が〇・六四に六条指定自治体は達した場合に、これが過半数を超えた場合卒業させるということに実はなつておるわけでありま。この〇・六四の財政力指数を超えてそれぞれ

の県が産炭地振興法から卒業するという意味は、全国平均以上の財政力指数を持ったということに実はなつておるのだ。そういたしますと、いま行われております緊就、開就事業、うきさによれば山口県の地域だとかあるいはまた福島県のいわき市などが比較的早く卒業する対象になるのではないか、こう言われておるのではありませんか。しかしこの地域にも緊就、開就の事業があるわけですが、この産炭地振興臨時措置法によるいわゆる卒業地域、その卒業した場合、緊就、開就の事業は一体どういう関連で考えていくかということが非常に大切な問題だと思ひます。この点について労働省の考え方を承りたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 産振法の十年の延長の中で今後産炭地域の産業の振興を図られていきます中で、雇用失業情勢もこれらの地域でも逐次好転していくということが一般的には期待をされるところでございます。この中におきまして、緊就事業の取り扱いの問題は、緊就事業が、これは炭鉱離職者が多数滞留している産炭地で実施をしておる事業ということでございますが、これは産振法六条に定める指定地域とは直接リンクをしておるわけのものではないわけでございます。また、開就事業につきましても、一つには、炭鉱関連失業者に臨時的に就労の場を提供するという目的と、それからもう一つは、疲弊の著しい産炭地域の開発のため、経済効果あるいは建設効果の高い事業を実施する、こういう二つの目的を持っておるものでございます。そういう意味で、この開就事業につきましても、その実施地域はおおむね産振法六条に定める指定地域となつておるところでございます。

今後、産振法に基づきまして指定地域が解除された地域で緊就、開就が行われておる、こういう場合の取り扱いにつきましては、やはりその地域におけるその時点で雇用失業情勢がどうなつておるかあるいはまた実施されておる事業の規模がどうなつておるか等々の事情を考慮しながら、その取り扱いについてはただ機械的にどうこ

うするというのはではなくて、そういう情勢をにらんで慎重に検討していきたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○岡田(利)委員 産炭地振興法の場合、それぞれ六条地域指定をしたのは、当初の基準は、第一には財政力指数、第二には失業率、第三には生活保護家庭の状況、その後また変わつて、特に炭鉱閉山が行われた地域とか、産炭地振興の場合二度ばかり基準が変わつて今日に至つておるという経過があるわけでありま。したがって、いま答弁ありましたように、そういう経過から考えますと、六条指定の卒業後即緊就、開就をやめましてということには、当初の、出発のいきさつから言へばならないと私は思ひます。いまの部長の答弁で結構だと私は思ひます。

そういう意味で、通産のこの指定解除、いわゆる卒業と対応して、労働省の方としても、十分ひとつ密接な関連を持ちながらこの問題については当たつてほしいということを申し上げておきたいと思ひます。

第二の問題は、この炭鉱離職者臨時措置法が五年間延長されたという意味は、緊就、開就も原則としてはもちろん老齢化してやる者とかある方もおるわけでありま。今回の場合もやめておる方も別として、原則としては五年間この緊就、開就の事業は継続されていく、こう判断されていいかどうか。ここは非常に重要問題でありますので、労働大臣から御答弁願ひしたいと思います。

○初村国務大臣 答へいたします。今後の石炭政策につきましては、昨年の第七次石炭産業審議会の答申に基づきまして必要な処置をとるようになつておるわけでありま。中でも同答申において離職者対策については「従来からの対策の趣旨を尊重し、引き続き実情に即した所要の対策を講じていく必要がある。」というふうに指摘をされておるわけでありま。そこで、労働省としてもこの出された答申を尊重しまして、現在離職者法について仰せのとおり

五年間の法律延長をお願いしているところであり、炭炭地において多数の炭鉱職業者が就労してあります。開就の両事業につきましても、炭炭地における厳しい雇用失業情勢や就労者の生活実態等にかんがみまして、引き続き事業を実施していく必要がある、こういうように考えておるわけであります。

なお今後の運営につきましては、炭炭地域振興審議会の答申もあり、炭炭地域振興に効果的に寄与するようにその計画的、合理的運営を図っていく必要がある、こういうふうに考えておる次第であります。

○岡田(利)委員 その場合、緊就、開就、若干この事業の内容には相違があるわけですが、いわゆる老齢化、特に緊就の場合は老齢化しておるわけですね。したがって、ある一定の人員がまとまって残る地区と、非常に数が少なく、極端に言えば三人とか四人とか、そういう場合も想定されるようになりつつある、こう認識するのが私は正しいのではないかと申すのですね。したがって、そのような場合、もちろん自治体の意見も聞かれると思うのですが、一応原則的にはどういう対応をされようとしておられるのか、この機会に承っておきたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 これらの就労事業は、基本的には民間企業へ再就職するまでの臨時的な就労の場を提供する、こういうことを目的としておるものでございまして、できれば民間雇用の場へつれていく、こういうことが原則であるわけでございます。就労者が多数まだ残っておる場合にはこれはもちろん続けるを得ない情勢にあるわけですが、就労者がごく少数になった、こういうようなところにつきましては、地域によりましては、あるいはまたその規模によりましては、公共職業安定所あるいは当該市町村、こういうようなところのいろいろな協力によりまして、就労者を自立あるいは就職をさせることが可能であるというような場面もあり得るわけでございます。ごく小規模になつてもなお従来の情性で継続実施していく

ということについては問題もあるかと思ひわけでございます。また、これが請負施工方式の事業でございますので、ごく少数の就労者での請負事業というのは単独で設計積算することがなかなかむずかしいところがあるわけでございます。そういったような事情等もございまして、こういうごく少数に就労者がなつたというような場面につきましては、できる限りその就労者の方々の自立、就職等のために関係機関、関係者が努力するというところの中で対処をしてまいりたい。強制的にどうこうするということとはむずかしいと思ひますが、そういう努力をする中で、そういう事業をやらなくて済むような状態に持っていきたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

○岡田(利)委員 炭炭地域振興法の制度によつてこの公団が出資をしている企業が順調に育てば、いふ炭炭地域振興に効果があつた、こう私は思ふのですね。残念ながら九州のセラミックなどがつぶれて、まだ現在残っているのは羽幌の無煙炭の事業がたゞ一カ所、こういう現状にあるわけですね。これから十年間で卒業させる場合には、もちろん地元への熱意あるいはまた具体的なプランというものが問題でしょうけれども、やはり出資事業等であるだけこれらの問題について対応していくというものが本来的に言へば望ましいのじゃないかと思ひます。ところが、なかなかむずかしいと実績が上がらぬということなんですけれども、これから通産の関係、労働の関係で雇用の面を考えていくとすれば、その点を積極的にPRをして、そういう地元の創意性というものを生かして、一方炭炭振興公団の方では政府の出資をも追加していくということが望ましい、こう思ふのです。この点は労働者よりも通産省として、出資事業をこの十年間で卒業するという前提に立つて積極的に活用するという姿勢があるのかどうか、承っておきたいと思ひます。

○福川政府委員 先生たいま御指摘のように、炭炭振興公団の出資、主として新技術を利用していたします立地の場合に出したケースがございま

すが、不幸にして必ずしも十分な成果を上げ得ない結果に終つたということでございます。私どもとしては、もちろんその企業の立地、これは十分促進を図つていかなければなりませんし、また、できる限り立地のしやすい環境を政府において整備する、企業はそれぞれの条件に応じて責任を持つて進出し、事業を運営していくということが本来好ましいことであるというところで、企業の責任において立地をし運営していくということが本来であらうというふうに思ひわけでありまして、しかし、非常にリスクマネーを伴うような場合といふようなことになりまして、そこにあるいは出資というふうな形態でそれを補完するといふことが必要になるというふうに思ひわけ、現在の制度もそのように相なつておるといふふうに思ひわけでございます。また、今後それが出資という形態上、むしろ積極的に使うのがいいかどうかは、それぞれの企業の立地の条件とその事業いかによるといふことでございしますが、私どもとしては、定められております制度のもとにおきまして、その実情に合わせまして適切に対応し、必要に応じてこの出資の機能を活用するといふ道は使つていくというふうに考えております。

○岡田(利)委員 炭炭の閉山制度、これもいふん歴史的に制度が変わつておるわけですね。初めの場合には合理化事業団による買上げ制度というのがあつたわけですね。その後、企業ぐるみ閉山等もあり炭炭権を封鎖をする、したがつて閉山交付金の制度の内容もそれぞれ変化を遂げてまいつたわけでありまして、特に労働者への退職金に對して、そういう意味で労働者の持つ退職金に對しても、その時点で、制度ができたときに労働者関係に届け出をした退職手当の協定に基づいて積算をする、同時に、その頭打ちが四百万だということが決められて実は今日に至つておるわけですね。この制度ができてから十年近くもそのままにされておるわけですが、炭炭労働者自体も、そのころおつた人がいふんかわつておるわけですね。三分の一もかわつておるといふような状況で

ありますし、あるいはまた、現在の夕張のように閉山された炭炭からこの六年間に集まつてきた、そういう炭炭もあるわけですね。そういったしますと、私は、やはり退職手当の協定に基づいて、しかも頭打ちがあるのですから、最も実態に合ったような形で処理をすべきではないか。そういう意味では、改めてこの届け出をされている退職手当の協定に基づいて積算をして、しかもこれは頭打ちがあるわけですから、そういう処理をされることを望ましいと思ひますが、これは通産の閉山交付金を交付する場合の制度の問題でありまして、けれども、この点について見直しをする考えがあるかどうか承つておきたい、こう思ひわけです。

また、私は、労働省の立場から言えば、いま私が申し上げたその実態に對してやるのが普通一般の労働政策としては常識ではないか、こう思ひますが、それぞれ御答弁願ひたいと思ひます。

○福川政府委員 現在の閉山交付金の算定方式は、先生御承知のとおり、いわゆる第五次の答申を受けまして、その翌昭和四十八年から定められたわけでございます。その当時といたしましては、御指摘のとおり、当時二千七百万トン程度の生産水準がさらに縮小をしていって、昭和五十年年度には二千万トン程度にならざるを得ないという見通しのもとで、閉山に伴う影響を緩和して閉山をできるだけならかにするといふ見地で、閉山交付金の算定方式につきまして、現在の炭炭権等を評価する方式を改めるべきであるとの指摘があつたわけでございます。それを受けまして法律改正が行われ、退職金等の債務の実額を勘案して閉山交付金の交付金額を算定するといふ現行の方式に相なつたわけでございます。

退職金の債務見合い額は、現行の現在の限度額四百万円につきましては、いまも先生もお話になりまして、当時の閉山の退職手当規程等を考慮して、その際に設定されたわけでございます。これをどのようにすべきかという点はいろいろ御指摘があつたわけでございますが、第六次の答申におきましては、できる限り退職金というの

は企業の負担で処理すべきものであるという原則で今後見直しを行うというようなことが指摘をされておられるわけですが、第七次の答申におきましても、閉山交付金制度は存続をしようというこの御答申に相なっておられるわけですが、全体として見ますと石炭鉱業の環境も変わってまいっておられるわけですが、そういう意味から言えば、むしろできる限りこの閉山交付金を縮小、企業の負担に任せる方向で見直しを行うわけですが、いま、そういう原則に立ち返っていろいろな再検討はする必要があるかとは思いますが、ただいま御指摘の点につきましては、いま申し上げましたような諸事情もございまして、私どもとしては慎重に対応し検討したいと思っております。

○加藤(孝)政府委員 炭鉱が閉山をいたします場合に、退職金とかあるいは賃金といったものが未払いになりまして、そのしわ寄せが労働者の方にくるといようなことは、これはひとつできるだけ避けてほしい、こういう基本的な立場でこういった問題についても対処してまいりたいと思っております。

○岡田(利)委員 いまの石炭部長の答弁は、私はその答弁で結構だと思っておりますが、ただ、昭和四十八年のころと時間が余りにもたち過ぎて、その当時の雇用者の実態がほとんど変わっております。半分以上かわっております。大体平均年齢が四十二、三歳ということでありまして、新しい労働力が入ってくるということですから、私は、ここで頭打ち云々は別に議論しているわけじゃない。実態に合った素直な協定の届け出、やはりこういう方向で考えていかないと、余りにも実態とかけ離れるのではないかと思いますので、この点はぜひ御検討願いたい、こう思います。労働大臣、結構です。

そこで、私は北炭関係の問題について御質問いたしたいと思うのですが、第一点は、改めて会社更生法を適用した北炭新夕張炭鉱の金融債務と一

般債務は一体どう把握をされておられるのか、御説明願いたいと思います。

○福川政府委員 北炭夕張株式会社の負債総額は、五十六年の九月末現在で七百十七億七千万円となっております。そのうち借入金金が五百二十億六千三百万円、労務費関係が九十一億八千二百万円、その他買掛金、長期未払い金等々がございまして、総額で七百十七億七千万円というふうに承知をいたしております。

○岡田(利)委員 そのうち設備資金、整備資金あるいはまた運転資金、いわゆる金融債務については内訳はおわかりになりますか。

○福川政府委員 いまの設備資金、運転資金等、ちよつと分けた数字はいま手元にございませんで、調べて後刻御説明させていただきます。

○岡田(利)委員 特に新夕張炭鉱の最もメインバンクである三井銀行からこの会社に貸し付けられている金額の内容についてはいかがでしょうか。

○福川政府委員 市中金融機関からの借り入れでございまして、市中金融機関全体で約百八十億でございますが、そのうち三井銀行からの借入残高は七十一億でございます。

○岡田(利)委員 そのうち、金融債務の中でもちろん政府関係、銀行関係もございしますが、肩がわりになっておられるいわゆる第三次肩がわり分がこの炭鉱には残っております。これは昭和五十六年度までの期間だと思っておりますが、この総額は一体どのくらいになるのか。毎年毎年財政資金で肩がわりしている第三次肩がわりの残高は幾らになっておられるかということ、三井銀行関係の肩がわり残高はどのようになっているのでしょうか。

○福川政府委員 肩がわりの残高は七十七億でございます。そのうち三井銀行分は約十七億になっております。

○岡田(利)委員 特にこの中で注目されるのは、一つ特徴的なのは、ユーザー三社から借りている残高、大体四十億だと私は思うのですが、この数字は間違いないでしょうか。

○福川政府委員 私どももそのように承知してお

ります。

○岡田(利)委員 そこで、同じ系列の炭鉱である北炭幌内、北炭真谷地からそれぞれ融資をされておったのですが、幌内炭鉱の場合にはこれは五十六年度上期で返済をしておりますから、幌内炭鉱の分は残高ゼロと承知をいたしておられるわけですか。

○福川政府委員 はい、これは確かには、北炭真谷地炭鉱については、これは確かに短期資金の場合には上期中に返済をいたしておられるわけですね。二億九千四百万円、これは上期中に返済をしておられるわけですね。ただ長期資金が、真谷地炭鉱からこの炭鉱に貸し付けしておられるのが十四億五千六百万、非常に大きな数字なわけですね。この数字に間違いがないかどうかということと同時に、これは膨大な金を炭鉱から炭鉱にいわば貸し付け、これはやはり重大な行為だと私は思うのです。したがって、経理規制法の立場から言えば、当然それぞれの炭鉱については経理監査をいたしておられます、またその炭鉱が自主的に、何か運転資金であればほかの企業に金が貸し付け得る制度になっておられるかどうか。この点、現行法の運用との関連についていかがでしょうか。

○福川政府委員 北炭生産三社の相互間におきましてある程度の資金融通が行われておりましたことは御指摘のとおりでございます。本来でございますれば、石炭企業は他に投融資するということは一般的には好ましくないわけでございます。その点では石炭産業経理規制法等に基づきまして、それぞれの管理監督の規定が置かれておられるわけでございます。ただ、石炭企業におきまして、資金繰りの過程の中で、そのうち関連のありますある社が一時的に資金的な余裕が生じまして、これを他の資金不足に陥っている企業に融通するといふことは、これは総合的に見て必ずしも拒否すべきものではなからうというふうに思っております。

いま御指摘のとおり、真谷地炭鉱から夕張に對しまして御指摘の金額が長期にわたったわけでございますが、これは本来真谷地炭鉱が夕張に短

期で資金融通をいたしておりましたが、夕張が一年の火災事故によりましてその再建に向かわざるを得ないというところでございましたために、それが固定化をしたという結果でそのようなことになったわけでございます。

○岡田(利)委員 私は、二億や三億の場合ならまだいいと思うのですけれども、いま申し上げたように、数字は十四億五千六百万という金額になるわけですね。それ以外にも短期融資があつて、これは返済されておるといふことなんでありまして、たまたま、これは一〇〇%出資の会社でありますから、真谷地炭鉱が北炭本社に金を貸して、そこから融資をされたというのであれば、これは本社が責任を負えるわけですね。しかし、子会社の炭鉱から炭鉱に十四億も十五億も、運転資金であらうと何であらうと貸し付けすることが現行経理規制法から言つて可能かどうかということですね。これは通産省の承認を得ないでやるはずがないと思うのです。一億や二億の程度の金ならいざ知らず、十四億を超える——最も小さい炭鉱ですら、北炭四社の中でも、そういうことが通産省の承認なしで行われるということはありません、もしあり得るとすれば、それはやはり北炭本社を経由して行うことが当然ではないのか。そのことによつて、本社がそれぞれ別個の北炭の会社、真谷地の炭鉱会社に対して責任を負う、こういうシステムでなければ、石炭政策の基本論からいって私はおかしいと思つたのです。この点はいかがでございますか。

○福川政府委員 先ほど申しましたような経緯でいま御指摘の金額が短期から固定化されたわけでございますが、私どももそのような事情は会社の資金計画等の過程で承認をいたしております。経理規制法によりまして「石炭鉱業の合理化の円滑な実施又は石炭鉱業の経営の安定に支障を及ぼすおそれがある」と認めるときは、「改善の勧告をする」ということに相なっております。北炭の災害の後の処理といふことからいってやむを得ない処置とい

ておきたいし、この管財人の選任が今後の新夕張

炭鉱の方向を決するという意味で、いま政務次官からも答弁がありましたけれども、この点、ひとつ重大な関心と、そして債権者としての立場から、この面についての努力を要請いたしておきたい、こう思います。

次に、更生計画の問題であります。

先般、今回の裁判所に出した更生計画には、財政資金には触れてないという話でありますけれども、更生計画が決定された場合には石炭関係諸法規による政策が全面的に適用されるということは、私はすでに政府との間に確認をいたしておるわけですね。そういったと、財政資金を含めようが含めまいが、更生計画ができるかどうかという問題なんです。できた時点で全面的に適用する、こう言うのでありますから、そうならば更生計画の中に、既存の石炭政策のいわゆる財政資金等の関係を盛り込んで更生計画を立てるのがきわめて当然だと言わざるを得ないと思うのです。この点はそうではないのか。これは裁判所の管轄で、いずれ管財人が選任されてやるでしょうけれども、その場合に財政資金を含むか含まないかという問題ではなくして、更生計画が決定されれば全面的に石炭関係法規が適用される、その前提に立って更生計画が組まれてるのである。最終的に裁判所で更生計画が決定されなければならぬわけですから、されれば全面的に適用するのですから、財政資金も含めて更生計画を立てることはきわめて当然と言わざるを得ないのです、いかがでしょうか。

○福川政府委員 更生計画がどのようにつくられるかは、いま先生御指摘のとおりで、管財人が裁判所の監督のもとで作成するわけでございまして。その場合、私も更生計画の認可決定があると申しますことは、十分再建の見込みがある、将来適確な経営計画であるということの認定が下されることになるわけでございまして、そのような段階になりますれば、現在の既存の石炭関係の諸制度の適用はし得るものというふうに考えておるわけでございまして。

それを会社の方でどのように期待していくかという点につきましては、これは更生計画の中身の問題でございまして、どのような形に作成するかというところは、今後管財人の方の更生計画の作成の内容にかかわる問題であるというふうに思うわけですね。もちろん制度としては適用し得るわけでございしますが、それをどの程度、どういうふうに活用していくかということにつきましては、これは管財人の御判断によることであるというふうに思います。

○岡田(利)委員 理屈から言えば、私のいま言っていることは別に問題はないのでしょうか。後は管財人の判断だと部長は言われるけれども、理屈から言えば、私が言っていることは問題ないのでしょうか。

○福川政府委員 どのようにするのが当然であるかどうか、これは財政資金でも制度融資といひましても、いろいろな条件がございまして、それをどのように組み合わせるかは経営判断の問題でございまして、その範囲の中でどうするかというところは、管財人の御判断ではなからうかというところを申し上げたわけでございまして。

○岡田(利)委員 もちろん私も、いまの災害融資制度あるいは補助金制度、あらゆる制度の規定以外のものというところを言っているのではなくして、その規定がしっかりと守られれば当然適用されるでしょうということをお願いしたわけですね。

そこで、会社更生法の関係で、今回望月調査委員が裁判所に出されたということもいろいろ伺っているわけですが、私は、これほど社会的に注目を浴びておる更生会社の問題であります、いままでの石炭政策を進めてきたという観点から言えば、債務の関係の中で、特に政府関係の場合には、それそれ鉱業財団あるいは担保の内容についてもこれは問題なくおわかりでしょうけれども、最大の債権者である政府関係機関としては、他の金融機関の担保についても無関心ではおられるはずがないと思うし、また経営基調の関係からいっ

ても、そういう財務の内容については承知をしておらなければならぬ問題だと思われませんか。そういう意味で、民間金融機関の担保の内容について、これは資料として出せるかどうか。

○岡田(利)委員 私、なぜそれを言うかというところは、石炭関係法規の適用を受けている企業が分離するかどうかの場合に、通産、大蔵の認可がなくていいかという場合、真谷地が第一次肩がわり、幌内が第二次肩がわり、そして夕張新鉱が第三次

でも、そういう財務の内容については承知をしておらなければならぬ問題だと思われませんか。そういう意味で、民間金融機関の担保の内容について、これは資料として出せるかどうか。

○岡田(利)委員 私、なぜそれを言うかというところは、石炭関係法規の適用を受けている企業が分離するかどうかの場合に、通産、大蔵の認可がなくていいかという場合、真谷地が第一次肩がわり、幌内が第二次肩がわり、そして夕張新鉱が第三次

○福川政府委員 私どもとしても、もちろん石炭関係の財政資金の執行を適確に行いますためにその監査等々を行っておるわけでございしますが、会社更生法の適用にあつてはどのような処理をなさるかという状況でございまして。本来、そういった企業の財産の内容、担保の状況というところは、これは企業に属する秘密でございしますので、それはむしろ企業の方がどのように判断するかということにございまして、非常に具体的な担保の内容につきましても、私どもの方としてはお出しする点につきましてもは御容赦願いたいと思ひます。

肩がわり、こういういわば機械的に肩がわりを分けたということもきわめておかしい話なわけですね。発生しているのは違つておられます、各段にあるはずでありますから。

○岡田(利)委員 ただいまの担保の問題等につきましては、実は債権者が非常に複雑、錯綜をいたしておるわけでございまして。私どもとしてもその会社の資産の状況の点につきましても、それなりに把握はいたしておるつもりでございまして、けれども、その担保等の状況につきましても、債権者がいろいろ複雑、複雑に入り込んでおるといふことでございまして、それぞれの企業の資産の保全という観点からの関心があり得ると思うわけでございまして、その具体的な担保の状況等につきましても、私どもの方としては、ここまでは

○福川政府委員 理屈から言えば、私のいま言っていることは別に問題はないのでしょうか。後は管財人の判断だと部長は言われるけれども、理屈から言えば、私が言っていることは問題ないのでしょうか。

○岡田(利)委員 私、なぜそれを言うかというところは、石炭関係法規の適用を受けている企業が分離するかどうかの場合に、通産、大蔵の認可がなくていいかという場合、真谷地が第一次肩がわり、幌内が第二次肩がわり、そして夕張新鉱が第三次

○福川政府委員 私どもとしても、もちろん石炭関係の財政資金の執行を適確に行いますためにその監査等々を行っておるわけでございしますが、会社更生法の適用にあつてはどのような処理をなさるかという状況でございまして。本来、そういった企業の財産の内容、担保の状況というところは、これは企業に属する秘密でございしますので、それはむしろ企業の方がどのように判断するかということにございまして、非常に具体的な担保の内容につきましても、私どもの方としてはお出しする点につきましてもは御容赦願いたいと思ひます。

されば御勘弁願えればと思っております。

○岡田(利)委員 北炭の新たな張を再建させたいという気持ちから言えば、たとえば空知炭田という炭田があつて、今度法律改正、規則の改正、業務方法書の改正によつて、同一炭田内でその炭鉱の安定に資する場合、小規模炭鉱とかあるいは露頭採掘についても、封鎖炭田等についても認めていく、こういう新しい第七次の政策の方針になつておるわけですか。そうしますと、北炭の所在しているのは空知炭田でありますから、この炭鉱の再建、安定を目的にして、封鎖炭田等の、あるいは自鉱区もあるかもしれませんが、封鎖炭田等の露頭採掘、あるいは小規模炭鉱、まあ露頭採掘が多いのでしようけれども、そういう希望があれば優先的に認められる、こう解されるべきではないかと思うのですが、この点どういふ姿勢でしょうか。

○福川政府委員 いまの消滅炭田の再開の点につきましては、重複炭田の場合には法律改正を現在お願いいたしております。

それからまた、第七次政策でも、運用面での程度の緩和ということをお考え御答申をいただきました点は御指摘のとおりで、私もそのことについていま合理的に検討するところでございます。いま合理的に検討することができるといふかというところが一つの判断基準といふことでございまして、いま御指摘の点が具体的にどのようないふ点であるか、私もつまびらかにはいたしません。その法律の要件の許す限りにおきまして、私も、けさ大臣が御答申申し上げましたように、できるならば再建させたいという気持ちで取り組んでおりますので、その法令上の運用の許す限りにおきましては、夕張のいまの御指摘の消滅炭田の再活用の際につきましては、その範囲内で私もできる限りのこととは考えたいと思つております。

○岡田(利)委員 望月調査委員が裁判所に一応の調査結果を報告したわけですが、その内容といふのは私はまだ承知をいたしておりませんけれども、会社が一度通産省に説明をした経緯がある。これと大筋としてはそう大きく変わらぬ内容だろう、こう私は想定いたしておるわけですが、会社が通産省に計画を出した場合には、通産省としてはこの内容についていふ意見も述べられたということも承知をいたしておるわけですが、もちろんこれから管財人が選任をされて、正式の更正計画をつくり上げて、それが更正計画として承認されるまでの時間もまだあるわけですが、私も、私は三つに分けてひとつ御判断を聞きたいと思つておるのですが、どうも全然この山は再建できる可能性がないというのが一つですね。それから第二は、いまの計画を修正すれば何とか再建の計画が立つのではないかと意味なのか。第三には、ある程度思い切つて発想を変えて、いろいろな問題があつてもそれをやるといふ体制ができれば再建の可能性はあるというのか。一、二、三に分けて、通産省としてはこの三つのうちどこだと思ひでしょうか。

○福川政府委員 私も望月調査委員の報告書を詳細に検討いたしております。また、会社から私も当初二月十日に聞きましたときは、昭和六十年までの計画でございましたが、新聞報道によりますと、望月調査委員の計画は六十八年度までというところでございます。どういふ展望においてそのような調査結果があらわれたのか、私もつまびらかにはいたしません。私も、私もとしましては、できるだけ裁判所あるいは関係者の理解が得られるように、問題のある点はなるべくくつぶして解決していくというところで、いろいろな更生計画の点につきまして改善すべき点、あるいは保安上問題になる点を十分に見直すというところの指摘をいたしたわけでございます。

いま三つ言われまして、そのどれかという大変むずかしい御指摘でございます。これは実はさういふ幾つかの計画をある程度つくつてもう少し固めてみないと、一、二、三のいずれであるのかという点で判断が私どもとしては非常につきかねるわけでございます。しかし、私も、私もとして

も、その検討をいたしますのが、いま一が可能性なしというお話でございましたが、一のために検討するのではなくて、できる限り二ないし三の方向が見出し得ることと検討していきたいというのが私どもの気持ちでございます。

○岡田(利)委員 なかなか、恐らく御判断があるものでしようけれども、すかつと答弁が出ないわけですが、では、もう一つ角度を変えて、二と三とどう言われておるのですが、二と三のうち三に近い方なら何とか可能性はあるように思ふ、こういう意味でしょうか。

○福川政府委員 私どもとして、修正すればいま再建できるという御趣旨は、多分北炭の現在の企業体を前提として再建できるかという御趣旨かと思ひます。三の場合は、発想を転換すればという意味は、相当経営のあり方も見直し、メスを入れた形での可能性を探る、こういうことであらうかと思ひわけでございます。私どもとしては、この二になるのか三になるのか三になるのかという点は、これから裁判所なりあるいは管財人なりが御判定になることとございまして、いまここでとやかく申し上げることはございせんが、私も、私もいろいろ会社に対して、もう少しこういうことを考えてはどうかという助言をし、あるいはまた石炭協会等同業他社の技術的な助言も得るようにはなつておるわけでございまして、これは、これは再建の実現可能性を見出していく方向であるのか、それは二であるのかあるいは三であるのかという点は、いま定かには申し上げかねますが、私どもとしては、いまいろいろ御意見を申し上げております方向は、その二でない三ないし三、これがどういふ形でありまして、いまここでどういふ方向ならということ具体的に申し上げるところまで気持ち定まつておるわけではありませんが、二ないし三の方向でどういふやり方があり得るかという点を検討し、御助言も申し上げておるという実情でございます。

○岡田(利)委員 二であるのは、いまの再建計画はある程度手直しをしてという意味で申し上げたわけですが、しかし、この二である方向——私はやはりある程度全体が気持ちを集中しないとこの山の再建はむずかしい、特に地域社会もあるし、そこには雇用もあるわけでありまして、そういう気持ちを持つておるわけですが、したがって、二である方向というのは、大筋としてある程度修正すれば可能であるという意味でありますけれども、私はなかなかそれではむずかしい側面が出つたところではないのかという感じも持つわけでありまして、そうすると、もう一回白紙にして、積み重ねて再建計画を立てるというくらいは気持ちがないとなかなかむずかしいのではないのかという、どちらかというとそういう心配もあるものですからお尋ねをしておるわけですが、こゝまで来ると、それぞれ債権者の意向もあるわけですから、経営主体の問題は実質上、これはもう再建計画が決定されて再建が進むとすれば、従来の北炭から離れるというのが常識だと思ふので、そういう意味では、問題は関係者が再建をやるのだという気持ちが一つになるかどうかということが一番問題なわけですね。私は、そういう意味でこの問題について先ほど来から質問をいたしておるわけですが、私は、そういう意味で、最大の債権者である政府としても、業界と特に銀行筋ですね、これらと離れた内容では全然議論になつていないのか、やはり相当発想の転換も図つてやろうじやないかと、いふようなさういふ方向であれば、みんなでひとつ力を合わせてやろうじやないかという気持ちがあるのか、この点非常に定かでないわけですが、だから、委員会に直接呼んでそれぞれ関係者の意見も聞かなければならぬじやないかということも、実は理事会でも申し上げておるわけですが、そういう意味では政府、最大の債権者、関係者の関係では、一体どういふ見方をしておるのか、この点はいかがでしょうか。

○福川政府委員 あるいは私、先生の言われた第二のケースあるいは第三のケースをやや取り違えておつたかもしれませんが、いま先生が言われた

ような修正をすればというのが、もしただ若干簡単な手直し程度でできればということでございます。これはやはり相当、簡単な修正程度でできるかどうかにつきましては、いろいろ問題があるというふうに思っています。これはもちろん保安の観点それから炭量の賦存の確認の観点、そのほかいろいろ多くの問題がございますわけで、そういう意味で言えは、ちよつと簡単な手直しでできるかという御趣旨であるとすれば、私どもは、ちよつとそう簡単なものではなくて、相当基本的な見直しというか基本的に考え直していかなければならぬ問題をはらんでおるような計画だとは思っております。

いま金融機関等々のお話ございましたが、私どももいたしましては、いまだできる限り早く遺体の収容をし、弔慰金の処理をし、そして山を何らかの形で残したい、再建の道を探りたいということとで、私どももそういう気持ちでおりますし、そのような趣旨は私どもも折に触れて関係金融機関にも、アヒルの水かきではございますけれども、いろいろ話はいたしておるところでございます。

そういう意味で、先ほどの二であるのか三であるのか、これはまたいろいろ定義の問題がございますので、私どもの御説明は大変不十分であったかもしませんが、私どもとしてはその一の可能性でない形で、それにつきましては内容、実態等を十分踏まえて相当基本的に見直しをしながらこの再建の可能性を探るといふことでありたいというふうに思っております。これは裁判所、管財人のこれからの御判断ではございますが、私どもとしてもそういうことで必要に応じて御意見も申し上げ、また働きかけもいたしてまいりたいと思っております。

○岡田(利)委員 大臣が来ましたから、大臣が来て質問をやめるといふのもおかしいですけれども、質問を終わりたいと思うのですが、一言だけ。大臣が来る前に、管財人をどう選ぶかということがこれからの問題で非常に重要だ。もっとも管

財人が更生計画をいろいろ意見を聞いて定めて、裁判所が認定するかどうかということになるわけですから、その間の作業もずいぶんあるんだと思うのです。そういう意味で、なかなか政府は横にこうおるのですけれども、最大の債権者は政府であるわけですね。メーンバンクは三井銀行だということけれども、最大なのは政府であつて、そのうち新エネルギー開発機構が一番の債権者であるわけですね。そうすると、会社更生をするという場合に最大の債権者の意向というものはやはり尊重されなければならぬし、重みを持つのだと思うのです。そういう立場から、この管財人の選定という問題について、私は、政府自身としても努力をしてもらわなければならない問題ではないのかということを実は申し上げたわけなんです。同時に、そういう意味でこの山の再建の方

向には、言うときには、いまが適当かどうかは知りませんが、やはりきちつと意見を述べておる議論をするということではないか、こう思います。その点関係者との調整もひとつ政府としても積極的にとってほしいということをお願いしたわけなんです。そういう意味で通産大臣の所見を承けて、質問を終わりたいと思います。

○安倍(國務)大臣 この北炭夕張社の管財人につきましては、いま裁判所で人選が進められておるといふことでございますが、なかなか難航をきわめておるといふことも承知をいたしております。これに關しては、いま軽々に政府の立場で物を申すことは差し控えていただきたいと思います。それから、やはり管財人が更生計画案を作成する上においても、その他会社の更生をそろそろこれから進めていく上においても、中心的な役割を担う人がいくわけでございますから、その任に当たる人が信頼感があり、さらに企業経営にすぐれた手腕を有する人物でなければならぬ、こういうふうな思っております。そういうことで、われわれは大事なことば管財人を一日も早く選任をしていただくことだということ、非常に重大な関心を持

つてこれを見守つておるわけでございます。環境整備等にもひとつ努めてまいって、りっぱな管財人が選ばれるように政府としても期待をしながら今後とも見守つてまいりたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○岡田(利)委員 見守るといふのはどうもちよつとひつかかるのですけれども、見守る、期待すると同時に、やはり最大の債権者の政府もどういふ形であるかということ、民間の会社という関係もありますからやり方はいろいろあると思うのですけれども、そういう意味を含めてせつかつの御努力をお願い申し上げて終わりたいと思います。

○枝村委員 小淵正義君。
○小淵(正)委員 昨年の四月、総合エネルギー対策推進関係会議で、五十四年八月の長期エネルギー需給暫定見通しについて見直すということが大體決まりました。その作業が現在進められていると思うわけでありまして、その進捗状況は一体どういふふうになっておるか、大體いつごろをめどに取りまとめができるのかということについて、まず第一点お尋ねいたします。

○安倍(國務)大臣 現在の長期エネルギー需給暫定見通しは、昭和五十四年八月に報告を受けたものであります。この見通しは、昭和六十五年石油輸入量が六百三十万バレルになるというのを前提としておるわけですが、その後のサミットであるとかIEA等の場において、石油の輸入目標値を相当程度下げることになったわけでございます。

わが国のエネルギー需給につきましては、相当構造的な変化の徴候がみえられておるわけで、近年の省エネルギーや燃料転換の急速な進展とか、あるいは昭和五十五年度についてはエネルギー需給、特に石油需要が大幅に低下したとか、そういうふうないろいろな変化があるわけでござい

ますから、こうした情勢を踏まえまして、総合エネルギー政策の指針であるところの長期エネルギー需給暫定見通しを見直すことにしたわけでございます。現在、総合エネルギー調査会の専門委員

会で検討をいたしておりますが、少なくとも春ごろには御報告をいただけるように依頼をいたしておるわけであります。

○小淵(正)委員 ただいま大臣からお話しされましたように、いろいろ当時の状況との変化について触れられたわけでありまして、エネルギーの需

要の変化、特に電力事業の変化等もあるのじやないかと思うわけであります。特に今回見直す要因の第一に挙げられるのは、そういった石油の需供給状況の変化なのか、またはエネルギー関係の、主に電力関係における需供給の状況変化なのか、見直す要因の第一は主に何だったのか、その点についてお尋ねいたします。

○小松政府委員 お答え申し上げます。
一番大きいのは、省エネルギー、石油代替エネルギーの開発導入が相当進みましたので、石油全体に対する需要が相当落ち込んでおる、それから、またさらに国際的な約束その他でも石油の長期的な輸入目標を減らすということもございまして、こういう観点から、長期の需給暫定見通しの改定は必要でございますけれども、それ以外にも省エネルギー、特に経済成長とエネルギー弾性値の関係も相当変わってまいりましたし、各エネルギーのコストの関係も従来と比べて関係が非常に変わってきている、こういう問題も踏まえまして、将来の見通しの改定作業をいまいたしているわけでございます。ただ、あくまでも脱石油という基本政策は、今後の石油の供給状況その他を見ますと変えるわけにはまいりませんので、代替エネルギーの開発導入という観点からは従来の路線をできるだけ守っていきたい、こういうことも踏まえまして現在その改定作業をしているわけでございます。

○小松政府委員 お答え申し上げます。
暫定見通しができた以後、石油代替エネルギー

う意味では、地熱にしる LNG にしる新エネルギーの開発にしる、そういうものは従来どおりの方針でやっていくのだ、こういったお話のようでございしますが、過日発表された日本エネルギー研究所で、あそこでは、暫定需給見通しで当初立立てられた七億キロリットル必要だということについて、大体四億一千七百万キロリットルくらいにやないかというふうな見通しも立てられているわけでありまして、そういうふうには、かなり最終的な需給見通しの総エネルギー量の総体、総量が変われば、それに付随していま申し上げたような新

○小松政府委員　先生からお話のございました石油代替エネルギーの最近の進捗状況でございますけれども、まず最初に御指摘のございました地熱でございますが、これは本来の六十五年度の目標は電力にしまして三百五十キロワットということを見込んでおるわけでございますが、現在稼働している地熱発電所は七地点で十六・五キロワット、それからさらに建設中のものが一地点ございまして五万キロワットということでございますが、さらに地熱開発につきましては、開発事業者に対する調査并掘削費の補助それから熱水の有

それから、代替エネルギーの一番基本的に大きな柱であります原子力につきましては、六十五年度の目標が発電規模で五千百から五千三百万キロワットということでございますが、現在、運転稼働中のものが二十二基の千五百六十九万キロワット、建設中のものが十一基で千十一万キロワット、それから建設準備中のものが六基で六百十一万キロワットということでございまして、目標に向かつては若干おくれぎみでございますけれども、これもぜひその目標を達成すべく、現在立地の促進のための対策、それから、原子力につきま

しては安全性の確保ないし安全についての国民の理解を求めるPR活動、こういう面で積極的に原子力発電の立地の推進を進めておるわけでございます。

なお石炭につきましては、国内炭はもう御承知のようなことで、昨年の八月の答申に基づきまして、現在の千八百万トンないしは将来さらにそれらを拡充するということで施策を進めておるわけでございます。海外炭につきましては、将来の需要増に対する供給増の大部分は海外炭の供給に依存するわけでございますが、これはすでに豪州を初め米国からの輸入が相当進んでおりますし、今後ともカナダ、アメリカの西部その他を含めた海外炭の探鉱開発についてもそのための施策を進められて、昭和六十五年度の目標でございます一億六千三百五十万トン、この数字自身は将来の需要全体との関係で下方修正される可能性もありますけれども、一応この目標に向かって施策を進められ、それからその従来の計画は順調に進んでおる、かように認識をいたしております。

○小淵(正)委員　ちよつといま石油、石炭のお話が出ましたが、現在石炭火力では、現状はどの程度なのか。これから将来についての石油にかわるべき石炭火力は推進されるわけでありますが、当面のそういった計画がありますならば、それが能力的にどの程度のものなのか、そこらあたりと、先ほどの中で、まだ目標的な、大した大きなあれはありませんが、新エネルギーの推進ということでは、石炭の液化またはガス化、そういった方向での進捗状況がもし把握されておりましたらお示しいただきたい、かように思います。

○小松政府委員　現在、石油火力はもう新設を全部やめておりまして、今後の火力の増設は石炭と原子力を中心ということになっておりますが、石炭火力の具体的な数字は、現在私ここでちよっと持ち合わせておりませんので、また後ほど先生の方に実情について御報告をさせていただきたいというふうに思います。

は、御存じのようなことで昨年の八月に米国側が非常ににコストが上がつておるということ、それから西独がこれに同調したということ、そして、その計画は中絶いたしましたけれども、これにつきましては、現在までに進められた研究開発の成果について現在その資料が入手されておる途上でございます、この成果を十分評価し、今後の石炭液化には生かしていくとでございます。それ以外に、サンシャイン計画に基づく石炭の液化計画それから豪州の褐炭液化計画、さらにはEDSプロジェクト、これは国際協力の段階で進められておる研究開発プロジェクトでございますが、これについてはすでに研究プラントとしての成果も出てまいりまして、今後石炭液化については、それを踏まえながら今後の石油価格の動向をにらみ、できるだけコストを引き下げる方向で石炭液化の計画を進めていく、かような状況でございます。

○福川政府委員　ただいまお尋ねの石炭火力の計画でございますが、五十六年度の施設計画によりますと、既設のものは三十九基、五百二十六キロワットでございますが、六十年代までの開発計画には、十基で四百六十六万六千キロワットが加わり、それからまた転換で二百五十七万キロワットが加わる予定でございます。六十年代末には五十四基に、千二百五十万キロワットになる計画でございます。六十一年度以降の開発計画といたしまして十四基、九百十五万キロワットが加わるということでございますので、いま五十六年度の電力の施設計画によります限りで申しますと、大体二千万キロワットを超える計画になるということになっております。

○小測(正委員) 石炭液化関係で、五十七年度の石油及び石油代替エネルギー勘定の中での数字からちよつと見てみたわけですが、サンシャイン石炭液化補助として百六十一億三千六百万円、これが五十七年度の予算として計上されているわけであります。これは、要するにわが国内の石炭液化プロジェクトとして三つの系統が、流れ

があつていると思いますが、そういうものに對して、ここに書いていようなものに對する助成費だと思ふわけであります。それから次に、これによりますと、EDS 液化補助が七億五千六百万。それからSRC II、この前、日米独の共同プロジェクトとしてスタートしたのが中断した分について、資料がだんだん入つてきているというお話でありましたが、とりあえずこれを見ましても、いまこういうふうには石炭液化のプロジェクトについて国内で一つの作業が進められている。それから、国外といひますが國際的なものについて、先ほどの中に日豪の協力による一つのプロジェクト、それから先ほどお話がありましたSRC IIについては、一応中断されたけれども、何かこの前の新聞の報道するところによりますと、五千九百万ばかりお金を五十六年度予算で使つて、大体それらのものすべてまゝとめたい、こういうふうになるわけであります。したがつて、現在のこういうった國策として石炭液化に對する考え方が、いまのところどこを重点に置くということでもなしに、国内技術の開発という点にも置く、それから國際的な共同開発という点にも一つの方向を持つという、二面的な方向でやられているということに受けとめていいのかどうか、そこらあたりの基本的な考え方についてお尋ねいたします。

○小松政府委員　お答え申し上げます。

先生御指摘のように、現在サンシャインプロジェクトの中では、歴青炭系の三方式、これは国内にそれぞれ一ないし二・四トン・パー・デーの小規模な施設をつくりまして運転研究に入っておるわけでございます。それから、褐炭の液化の問題につきましては、五十トンプラントということ、これは目豪、豪州との関係で褐炭液化の研究が進められておることでございます。さらに、EDSプロジェクトという国際協力の関係での研究開発事業があるわけでございますが、いずれにしても、石炭液化はまだ研究開発段階が主体でございますので、できるだけ多面的な検討を進めまして、その成果を踏まえながら今後

この進め方を検討しようというふうに思っております。

こういう基本的な研究開発の問題はできるだけ多面的に進めまして、その成果を相互に利用しながら、ある段階で将来の可能性のあるものにしほっていくというのが方針としては一番いいのではないかということで、今後こういうそれぞれのプロジェクトについての成果を踏まえながら今後の進め方を検討していこう、かように考えております。

○小淵(正)委員 これからの新しい技術ですが、そういう意味で多面的な立場から取り組まれることについてとやかく申し上げることはないわけですが、とりあえず現在の状況からいいますと、この間の石炭液化の開発状況はパイロットプラントが大体やっと終わったような状況で、これが実証プラントの方向に行くのはまだしばらくかかるかと私は思いますが、エネルギー庁としては、石炭液化のこれらの流れの中で、実証プラントに行つて一つの結論が出せる時期はいつごろというふうにめどを大体見ておられるか。それから、当局としては、いつの段階でこれらの多面的な方向をどちらの方向にまゝとめていくかということについてのお考えをそういうふうに取りまゝとめられようとしているのか、将来的にもずっとそういういた多面的な方向でやろうとされておるのかどうか、そこらあたりのお考えをひとつお示しいただければと思います。

○小松政府委員　現在は研究開発段階でございますので、できるだけ多面的に、それからそのための成果もできるだけ多方面からも得るための努力をしているわけでございますが、将来の方向としては、できるだけ国産技術に他の海外のそういうデータも使った形で国産技術を確立していきたいというふうに思っております。ただ、そのためのパイロットプラントの成果その他が出るのはここ一、二年はかかるというふうに思いますし、さらにそれが実証プラントから商業プラントまで行く段階ということになりますと、コストがどこまで

下げ得るか、また石油価格の動向がどうなるのか、こういうものを踏まえながら考えていくわけですので、実証プラントないしは商業段階に至る時期というのは、現段階で明確にお答えするような状況ではございません。

○小淵(正)委員 まだまだそういう意味では実証プラントの段階のめどがつきにくいということでございますので、多くは申し上げません。

いずれにいたしましても、これは新しい開発技術でございますから慎重に取り組むことが非常に必要であります。これはすべて国費を投じてやらせていることでございますから、いづれかの段階では一つの方向性を持ってやっていかなければいかぬのではないかと、いふふうにも思います。そういう点ではいまだそこらあたりの判断を下していきませんが、物事についていろいろと決断を下していき時期がいつか、まだまだそういうことさえ見通しがつかないということのようでありますのであえてそれ以上申し上げませんが、ひとつそこらあたりは、確かに多面的な立場もより有効な方法でしようけれども、ぜひとも結果的に国費が変な方向でむだ遣いされたというふうなことのないような慎重さをもってやっていただきたという条件だけを願っておきたいと思ひます。

それから、労働省に炭鉱離職者関係についてお尋ねいたします。

この予算の中で、炭鉱離職者援護対策の中で炭鉱離職者緊急就労対策事業資金として六十四億が計上されております。私実態を知らぬからでしようけれども、いまだに炭鉱離職者の緊急就労対策事業というのがどうして要るのかと思うのであります。現在の状況、実態、該当人員はこの前の説明では四百人ぐらいおるといふ数字が出ておりますが、こういった人たちが求職手帳をもちつて、三年間のあれを終わってなお残っている人たちのなかのどうかかわりませんが、要するに、現在のこの実態についてひとつ御説明いただければと思います。

○加藤(孝)政府委員 緊就事業は、石炭鉱山の合理化に伴いまして大量の離職者が産炭地域に一時期に集中して発生をいたしまして、それが滞留しておりました状況にかんがみまして、昭和三十四年度に暫定的にこれらの失業者を事業に吸収する、こういうことを目的として発足をいたしましたのでございます。で、制度発足直後、昭和三十五年度には約七千五百名が就労しておたわけでござい

ます。その後三十八年に、こういう事業を起こして失業者を吸収していく方式については、いろいろ滞留等の問題等もございまして、こういう方式は新たにとはならないということで、現在やっておりますような三年間のいわゆるマル炭手帳というものを出しまして、その三年間の間にきめ細かな就職促進の措置を進め、民間企業へ就職を進めていく、こういう対策へ転換をいたしました。そういう意味で、いまおっしゃいましたように、マル炭手帳所有者はここに入っていないというわけでございまして。こういう事業吸収方式はもう新たにやらねえというところで、三十九年度からこの手帳方式に切りかえていった、こういうような経緯で今日に至っておりますわけでございまして。

そういう意味で、昭和三十九年度以降は新たな就労者は受け入れていないわけでございまして、この三十五年度七千五百名おりました方々については民間等への就職促進等に努めまして、現在の就労者は約二千五、六百名、こういうふうなところには減少をしておりますわけでございまして。これらの方々によりまして、現在福島、山口、福岡、佐賀、熊本、こういった五県四十二の市町村で実施をされておる、こういう状況でございまして、事業としてやっておりますのは道路の新設改良や土地造成あるいは河川整備、こういったような事業をやっておりますわけでございまして。これらはすべて請負方式でやっておりますこととございまして、いわゆる一般失対でやっておりますような市町村の直営でやるのではなくて、請負によつて実施をしておる、こういうものでございまして。

この緊就事業につきましてはいろいろ御意見も

いただいたおるわけでございますが、いろいろな議論を経まして産炭地域振興審議会等におきまして、引き続き合理的運営を図っていく、こういうような方針が出されておりますし、また先日の産炭地域振興基本計画についての審議会の答申におきまして、これらが産炭地振興に効果的に寄与するよう必要な間その合理的、計画的な実施を進めていく、こんなような方針をいただいておりますので、そういう線でお進めいただきたい、こう考えておるところでございます。

○小淵(正)委員 ちょっとまだ理解しにくい点があるのです。産炭地関係の一つの事業としてこういう事業が必要であらうということについては理解できると思うわけでありますが、いまのお話でいきますと、要するに昭和三十五、六年ですか、四十年だったですか、それ以後は新しくそういう対象になる人はおらないということでありまして、それから、それまでに炭鉱を離職された人たちがこの事業にいままで従事している、こういうふうな理解していいわけですか。——ああ、そうですか。じゃ要するに現在昭和五十七年ですから、ざっと二十年近く炭鉱離職者の方たちの特定のこういう事業が行われている、こういうふうにも理解していいわけですね。

じゃ申し上げますが、それぞれの地域の特長事情もございまして、そういう見方も実はまた一面あるわけでありまして、たまたま炭鉱離職しなかつた人たちは五十五歳で定年でみんなやめられていくわけですね。そういう人たちはその後どういった生活方式になつていくかこれはわかりませんが、そういうことを考えますならば、ああいった閉山という異常事態が出て、緊急的な雇用対策をとることはどなたも異存はないと思ひますが、そういう一時の離職者の人たちが長期に、ただそういう名前だからということだけでこういう事業にずっとおられるということが雇用政策上労働行政として果たしてどうなのか。いま現在の労働行政の中ではそれぞれ特定不況業種に対する雇用対策その他いろいろやられております

が、そういう意味における失業者対策といふものが、そういう雇用対策は、労働行政上一貫したものがなければならぬのじゃないか、こういう疑問を持たざるを得ないわけでありまして。そういう点から見ますと、これだけはちよつと異常じゃないかという気もいたします。したがって、そこあたりは労働行政上何らかのしかるべき一つの考え方だとしていくということが必要は必要な時期にあるのじゃないかという気がするのであります。そこらあたりについての見解があればひとつお示しいただきたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 緊就につきましましては、いま先生が御指摘になりましたような問題はいろいろ議論もいただいておりますのでございしますが、現実非常に雇用失業情勢が悪い地域で、そしてまた、これらの就労者の生活実態というふうなものも考えますと直ちにこれを打ち切ることとはなかなかできないというふうな実情も背景にあるわけでございまして。

御指摘の労働省としてのそういう雇用失業情勢に対する対応策、こういう基本的な観点から申しますと、先ほど申し上げましたように、こういう事業で吸収していくという方式はどうしてもそういう事業に滞留しがちである。それが本場の一時的な民間就職までの暫定的な就労の場であるというたてまえではあつても、やはり現実にはそれが定職になつてしまふという問題がある、こういうふうなことで、昭和三十九年度からは、そういう事業で吸収していくという方式は新たにほしくないという方針を明らかにしておるわけでございまして、その後は求職手帳を出しまして、職業訓練であるとかきめ細かい職業指導というふうなことを通じまして、一般民間就職へつなげていくという制度にはつきり転換をしておるわけでございまして。その点につきましましては、こういう緊就事業というふうなものを新たに起こすという考え方はもちろん持つておりませんが、さらにまた、こういった事業につきましても、そういう地域の事情等に即しながら、また就労者の実情に即しながら

ら逐次自立、就職へ持っていくという形で減少を図っていく、こういう方針は進めておるわけでございます。

ただ、審議会の答申でも、答申の過程でいろいろ御議論がございまして、そういういろいろな議論はありながらも、やはり引き続きこの合理的運営を図って存続させていくというふうなことも、いろいろな議論を経て出ている実情もあるわけでございます。そういう雇用政策上の基本原則とどういう産業地における雇用失業情勢、それから就労者の生活実態といったようなものを関連させながら、実情に即した対応を進めていきたい、こんなふうに考えておるところでございます。

○小淵(正)委員 新しいそういったものは考えてないし、ただ、一つの流れの中で残った問題だということでお話しになりましたが、そういう事情は十分理解いたしますが、そうだからといって、これはいつまでもということにはいかぬのじゃないかという気が私はいたします。それならば、やはり特定不況地域という形の中で、何かそういう形の中でどういった問題をもっと考えるか何かしないかと、ただいつまでも炭鉱離職者臨時付加金というだけで考えていくところに、若干いまの全体の雇用政策のそういった方向の中で無理があるのじゃないかという気がするわけでありまして、その点はひとつ、そういった必要性についてあえて否定するものじゃございませんが、たしかし、もうそこらあたりある程度、特定不況地域か何か名称は別ですが、そういう地域の問題として考えるという中でこの問題の解決を図るということ、労働行政上からも好ましいことではないかという意味で、意見として申し上げておきたいと思っております。

それから、最後になりましたが、通産大臣にお尋ねいたします。

わが国の石炭政策で、現在千八百万トンを持続する、でき得れば二千万トン体制にしたいという一つの答申が出ましたが、北炭新夕張のあいつた

事故が発生しまして、結果的に、わが国の石炭政策は果たしてこれでいいのかどうかという問題を社会的に大きく投げかけたのは事実でございます。そういう状況の中で、これからの石炭政策を推進する場合、行政当局としては、炭鉱と炭鉱の炭炭というものを考えますならば、保安が何よりもすべてに優先しなければいかぬ。ところが、それはお互いに頭の中で理解し、みんな言葉で言いつつ、結果的には事故の発生は後を絶たない、これが現状でございます。したがって、そういう意味で、石炭政策推進の中でも、現在死亡事故が年間何件か出ており、この前の新夕張は異常な事態であります。いずれにいたしまして、炭鉱の災害発生状況を見ますと、ほかの産業に比べると、あつた坑内の悪条件下の作業環境によるものかもしれませんが、ほとんどの方が入院というふうな災害であります。

そういう点は、置かれてある産業の実態からやむを得ないかもしれませんが、そこらあたりを考えますならば、日常的な炭鉱の中における安全対策、保安対策、このことでもっと取り締まりを厳しくやる。取り締まりだけではいけないと思いますが、そういう中でいまの災害発生状況を少なくとも二分の一以下にするぐらいの目標を定めて、それが行えないような場合における出炭については制限する、そういうかたい決意ぐらい持たないと、そういう考え方も一つはとらないと、私は炭鉱の保安、災害防止という道にたがらないのじゃないかという感じがするわけでありまして、そういう意味で、ただ鉱山保安監督局が監督を強化するというだけではなしに、そういうこととあわせて、労使の努力によつて、自分の職場から災害は出させないというかたい決意をどういう形で形にあらわせるか。それはやはり災害発生からの年間的統計だと思つて、そういう角度からもう少し物事を厳しく見ていただく、そういう意味での石炭政策をぜひひとつ大臣としておとりいただければと思うわけでありまして、その点いかがでしょうか。

○安倍國務大臣 現在の石炭を取り巻く内外の情勢から見まして、二千万トン体制というものはぜひともつくつていかなければならないと思つておりますが、その大前提となるのは、いま御指摘のありました保安体制をいかにして確保するかということでございます。また、北炭新夕張のような事故を二度と起こすようなことがあつてはならないということでございます。そのためには、政府といたしましては保安政策を推進し、また保安監督をさらに充実させなければならぬことは当然でございます。また、やはり経営者として、保安が最も大事であるという自覚のもとにさらに一層の努力が必要であるし、熱意を持つことは当然のことです。必要です。また労使一体となつてこの問題に取り組みでいかなければならぬ、こういうふうな考へておられます。政府としてもあらゆる立場から保安の体制を強化するために全力を尽くしてまいりたいと思つております。

○小淵(正)委員 終わります。

○枝村委員 小淵和秋君。

○小淵(和)委員 きょうは、時間もありませんので、北炭夕張問題についてお尋ねをしたいと思います。答弁の方もひとつ簡潔にお願いをしたいと思います。

私は、北炭の再建のために遺体の収容と原因の究明が何よりも緊急の問題だと思つております。すけれども、遺体の収容については、いまだに四十三体も残つて非常におくれている。このことについては、先ほども現状、見直しなどについて報告がありましたからあえて質問はしませんけれども、ぜひ全力を挙げて、急いでこのことに当たっていただきたいと思います。

そこで、まず質問の第一は、弔慰金についてお尋ねをしたいと思います。せめて弔慰金ぐらひはすぐ支払うというのが誠意のあらわれではないかと私は思つておられる。この弔慰金の支払について、現地に聞いてみましたところ、非常におくれている。炭労は二千二百万円を要求しているといいますが、いまだにその金額について

もまともでないというふうな聞いていますけれども、事実かどうか。また支払いは、本鉱員の方については九百万円、下請の方については二百万円というふうな聞いておりますけれども、これも事実かどうか。これは非常におくれているというふうな言わざるを得ないと思つていますが、政府としてはどう指導しているか、お尋ねしたいと思います。

○安倍國務大臣 罹災者の遺族に対する補償につきましては、労災保険による支払いのほか、会社側は十二月末までに直轄員、請負の組長の別なく一人当たり九百万円の支払いを実施いたしております。直轄員、請負組長については差別はないわけでございます。会社は、残額の支払いについても関連グループの支援等によりこれを行う旨を表明したというふうに承知いたしております。政府といたしましては、必要があれば会社に対し所要の指導を行うと考えております。

○小淵(和)委員 私が現地から聞いていた話と若干違ふようですから、これはまたさらに事実関係も明らかにしたいと思つておられますけれども、いまのお話からすると、具体的な指導はなされてないやうですね。必要があればこれから指導したいということですが、必要があれば、事件が起つてからうずいぶんたつておる。これはやはり指導を要する事態だといふふうにはお考えになつていないとすれば、それはぜひいふん認識が不十分じゃないかと、いふふうな考えをのぞく。弔慰金についてはいま新聞ではいろいろその支払いの内容などについて報道も流れているけれども、政府として、一刻も早くこれを完全に支払わせるように指導すべきでないのか。この点指導の必要があるのかどうか、その考え方をもう一遍伺いたい。

○安倍國務大臣 私も就任以来この補償金の支払いは最も大事なことである、こういうふうな考えをもち、会社の責任者あるいは関連グループの責任者等に対して何度か、補償金についてはきちっと早く払うように要請を続けてまいりました。これに對しましては先方も、会社側としても何とか

対処したいということまで今日に至っておるわけですが、私の当った感触では、この補償金については支払う、こういうふうに理解をいたしておるわけですが、放置しておいたわけではなくて、何度か要請を続けてまいっておるわけであります。

○小沢(和)委員　それでは、その支払いについては一刻も早く全額支払いが済むようにさらに努力を強めていただきたいと思うのです。

次にお尋ねをしたいと思いますのは、操業の一部再開の問題であります。

私は 昨年の十一月十三日の石特委員会で、遺体の収容それから原因の究明を徹底的にやるといふことが先決であつて、これを抜きにしてなし崩し的に操業を再開していくというようなことは許されないのではないかとという立場から質問をしたのに対して、当時の田中大臣は「まず私どもははたして遺体を完全に収容する、それから原因究明を徹底的にやるといふことがあくまで先決でございまして、この二つの問題が片づいてそれから再建、再開ということになるわけでございまして、それ以前のこと、手前の橋から十分渡つていくという体制は変わりはいけませんし、これからもこのことは堅持していかなければならないと思つております。」この答弁をしておられるのです。ところが、どちらもまだ進んでいない。先ほども申し上げたように、遺体の収容について言うと四十三体もいまだお残されたままだ、こういう非常におくられた状況の中でどうして再開を認めたのか、この点、私は大臣の答弁と明らかに違つている、違背しているんじゃないかというふうに考えますが、どうでしょう。

○神谷政府委員　御指摘のように、十一月十三日の委員会で、先生に對しましての田中前大臣の答弁といたしまして、遺体の収容、原因究明があくまで先決であるということをお答えになっておられます。私ども、本件に關しましてはすべてに於ての二つが優先するという基本的考え方は當時から今日に至るまで一貫して持つておるところでござ

いまして、これはやはりすべての問題に優先させてこれらの問題を考え、あるいは逆に、これらに障害を与えるような形でその先にある問題を考えることはできないという趣旨と承知をいたしております。

今回の操業再開、一月二十七日の北第三上部区域の操業再開を二十六日に了承いたしました。二月十六日から西第四区域の再開を二月十五日に了承いたしておりますが、これらの操業再開と申しまして、部分的な操業再開でございまして、それに当たりましては、遗体収容の優先的実施、それから原因究明の作業の徹底的推進と、それに對しての障害を与えないという点を十分チェックをし、それを踏まえた上で、操業区域の安全性の確認あるいは保安管理体制の整備等保安対策の強化といったものをチェックした上で、特に問題のない点に限って段階的に承認を与えておる、こういう次第でございます。

○小沢(和委員) そうすると、この部分的な再開につきましては、通産省としては遺体の収容などには絶対に少しの支障もないようにするということと、保安については万全を期するということ、この二つの条件を満たしているから認めたのだ、こういうような答弁だったように思うのですけれども、すでに私は前回のときにも申し上げたと思うのですが、会社は取り明け作業中にも、またガスの濃度が上がったということでブザーが鳴ったときにも、退避をさせるのについて非常に不十分さがあつたということ、この前も私は指摘した。その後、死亡災害も起こつたりしておる。だから、その後もこういうような事態であるということについて考えてみるならば、通産省としても、この機業の再開に当たってはよほどの万全の措置といふものをとつていなければならぬはずだと思ふのですが、今度事故が起こつたら私は、通産省にも連帯責任を負えと言いたいと思うのですが、この点について十分な保障が果たして得られておるのかどうか。

○神谷政府委員 御指摘のように、遺体の収容、

原因究明に支障を与えないということをまず第一に十分チェックをし、そのための人員の張りつけあるいは通気の確保といったようなものを確認した上で、さらにガスの突出に対する安全性あるいは抗道の維持確保が十分実施されておるかどうかが、さらには通気量が余裕を持って確保できるかどうか、保安体制に関して十分な措置が、見直しがなされておるかといった点を確認した上で、操業の一部再開を認めたくてございます。私どもといたしましては、安全サイドを踏んだ上で、十分のチェックをした上で再開を認め、さらにその後の操業の状況あるいは保安の状況につきましても、現地の本部が常時チェックをしながら進めておる、こういう状況でございます。したがって、再開に当たっては、監督局といたしまして十分納得ができる心証が得られた後に、これをその責任において認めた、こういう状況にございます。

○小沢和委員 私が聞いているところでも、いま再開をされているところは比較的問題の少ないところ、ところが再開されている。だから私も、当面はやはり会社としても慎重を期しそうです。それから比較的心配ないのかも思いますけれども、今後だんだんこれが本格的になっていくという中でも、いまあなた方が北炭に対してやらせることにした対策で責任持てるというふうにここで言い切ることができるような体制をつくったわけですね。

○神谷政府委員 保安の体制につきましては、私もともいたしましては、通常であれば本来口を差し挟まないようなところまで指導、アドバイス等も行なつて、ソフト面においても改善を行い、万全を期するよう指導してまいったわけでございます。

しかしながら、いま先生御指摘のように、今後新しい切り羽をさらに開いていくとかあるいは山全体をどう持つていくか、こういう問題につきましては、私も包括的に何ら承認を与えているわけではございませんので、その段階その段階にお

きまして全体としてとらえ、かつ遺体収容作業原因究明作業に及ぼす影響等をその時点その時点で見ながら、要すればイエスと言ひ、要すればノーと言つてまいりたいと考えております。

○小沢(和委員)では、その点は今後見守っていただくことにしたいと思います。

次に、資金の問題についてお尋ねをしたいと思うのですが、これまで遺体の収容あるいは弔慰金支払いのために、政府、道などの自治体、それから三井銀行、三井観光開発それから萩原前北炭会長、こういうようなところがそれぞれでいろいろの資金を出したかということについて、ちょっと数字を挙げて御説明いただきたいと思います。

○福川政府委員　昨年の十月十六日に災害が起りまして以降、私どもの方ではいろいろな形で出してまいっておりますが、補助金につきましては、これはすでに交付決定等があったものが中心でございますけれども、四億七千四百万円、それから新エネルギー機構を通じました融資、これは夕張に向けてまして幌内の経営改善資金等々間接的なものも入りますけれども、十二億三千五百万円、合計いたしまして十七億九百万円というものの支援をいたしておるわけでございます。なお、いま申し上げました十二億三千五百万円の中には、一月に入りましてから夕張社の電力所を真谷地炭鉱に譲渡をいたしましたときの資金貸し付けにも入っておりますでございます。

それから、道からの資金に關しては、私どももいま正確に資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶するところでございますと、北海道庁におきましては、ことしに入りましてから、真谷地炭鉱を経由をいたしました電力所の融資に伴う私どもの協調融資分として、五億円というものを損失補償という形態で關係の金融機關を使って出しているというふうに聞いております。

それから、三井銀行は、昨年の十二月末に越年資金といたしまして、私どもの記憶によりますと、關係の子会社を通じて二億円を融資したと

と記憶をいたしております。

それから三井観光開発の点についてのお尋ねでございますが、三井観光開発の協力に關しましては、先ほど触れました夕張社の持つております電力所を真谷地に譲渡いたしますときに、従来入っておりました担保を解除いたしますときのかかり担保を三井観光に提供してもらうという支援をいただいております。

○小沢(和)委員 私は三井観光開発が異常に負担の仕方が少ないのじやなかろうかというのを、いまの答弁を聞いて感じるわけです。担保を提供したというお話なんですから、これは真谷地が発電所をかうことについて担保に入れるという形で協力をしたのでしょうから、真谷地がきちんとお金を払えばこの担保というのは消滅するわけでしょう。そうすると、真谷地というのはもとと黒字の会社ですから、ずっと返済をしていくことはある。そうすると、実際にはこれは担保に入力しても痛くもかゆくもないという程度の協力にしかなくておられないのじやないかというふうにいままの説明を聞いて感ずるわけです。そういう認識でいいかどうか、この点をお尋ねします。

○福川政府委員 あるいは私の説明が否足らずだったかと思いますが、夕張炭鉱が持つております電力所、これはすでに夕張として関係金融機関に担保に出しておるわけでございまして、その担保を解除いたしませんと真谷地に譲渡ができませんというところでございまして、その夕張の担保を解除いたしますためにかり担保を提供してもらったというところでございまして、したがっていまは夕張社にかり担保ということになりました。したがっていまお話しするように、これは真谷地社がうまくいけば返してもらえるものではないかというところにございまして、そうではございませんで、夕張社に対して担保を提供したというところに相なりまして、そして譲渡されました発電所、これは今度真谷地の所有になるわけでございしますが、これにつきましてはこの資産をそのまま

今度真谷地に貸しました方の担保に、真谷地の資産として担保に一応し得る、こういうことになるわけでございます。

○小沢(和)委員 その説明はわかりましたけれども、三井観光開発は北炭グループの一社であることはもう天下周知の事実です。しかも資本金が五十億を越える大企業で、私が調べてみたら、アーバンホテルという有名な名前の、これは私の地元福岡にもあるのですけれども、ホテル関係だけでも全国にずいぶんたくさん持つておる。それから、もととが北炭の不動産部門から出発した会社ですから、北海道では王子製紙に並ぶほどの土地持ちだというふうにも言われている会社で、そして五十七年三ヶ月の売り上げはおおよそ二百四十億、営業利益は三十四億ぐらいになるだろうと言われている会社ですね。だから、こういうような大きな有力な企業が北炭グループの一員にあるとすれば、政府は自分自身もこういうたくさん融資をしたわけですから、それ以上北炭グループの一員である三井観光開発に対してはもつと負担をすべきだという要求をして当然じゃないでしょうか。政府がこの点についてどうしたのかという点についてお尋ねをします。

○福川政府委員 三井観光開発株式会社の沿革につきましても、北炭の不動産部門から分離していった経緯があるという点は先生御指摘のとおりでございます。私も、これは災害の起こる前もあるいはその後も、関連グループの自己努力という点は北炭を通じて十分いろいろ話をいたしてまいったわけでございまして、ただ、会社側にありますと、すでに北炭に対して相当額の担保を提供しておる、それから相当額の融資もしておるという点を理由にいたしまして、北炭夕張に対する支援をいろいろ追加的に行うことについて消極的な御反応ではございしましたが、今回災害に当たりまして、先ほどの電力所のかかり担保の提供という点に關しましては、もちろん、私自身も三井観光の幹部の方にお目にかかりましてお願いもいたしました、相当無理してやっています

ただいたという経緯がございします。もとより私もいたしましたが、夕張社の資金対策等に関しまして、資産処分あるいは関連グループの支援といった自己調達努力ということが基本であるというふうな思っておるわけでございまして、そういう意味で申しますと、私もこれからさらにそういう点を促してまいりたい。もちろん三井観光は三井観光なりにいろいろ御事情があるようございします。かなりむずかしい問題がある点はおもも十分理解をいたしておりますが、大変な窮状でもございしますし、できるだけ資産処分、自己努力というのを促していただくのが基本であると思っております。

○小沢(和)委員 三井観光開発に対しては引き続きいてそういう要請をしていくというお話だということに理解をします。

そこで、先ほど私は、萩原前北炭会長もこういう資金的な協力をしているかという点についてお尋ねをしたのですが、この点については具体的な回答がなかったのですが、どうでしょう。

○福川政府委員 私も直接確かめたわけではございませんが、新聞報道によりますと、萩原さん御自身としてもすでにそれなりの資金供与をしておるといふことを新聞等に語っておられますが、私が知ります限りでは、災害が発生いたしました以後、具体的に資金的な面で支援を行われたということとは私どもとしては聞いておりません。

○小沢(和)委員 一般の新聞にも、萩原氏はその持ち前の政治力を發揮して国などに対して金を出させるように立ち回っているけれども、自分自身は実際には負担しておらぬのだというふうなことは、実は記事としていろいろ出てきているわけですね。私がある雑誌を読んだところでは、萩原さん自身もずいぶんお金を持つていて、自宅なども時価二十億円にも達するような豪邸に入っておりますというふうなことも書いてあるのです。こういう現実的にはいまでも北炭の経営者みたいな立場にある人が、こういう程度の協力の仕方では余りにも不十分ではないかと私は思うのです。

そこで、大臣にお尋ねしたいと思うのです。いま申し上げたように、この萩原氏は政界との交友も非常に深い。今度も政治力を發揮して、自分負担を免れながら国の資金を引き出すようなことをいろいろやっているなんというところが報道されているわけですが、もつとあなた自身もこの萩原氏に対して、資金面も含めて再建に協力をすべきだというふうな申し入れを大臣の立場からもされる必要があるのではないのでしょうか。この点、どうお考えでしょうか。

○安倍国務大臣 萩原氏がこの問題に直接いろいろと介入をされたということは聞いておりませんが、しかし、北炭グループの実力者であることは間違いないと思っております。そうしたことから、私としてもいろいろ筋を通じまして、北炭問題に対して努力をしていただきたい、協力していただきたいということを要請はいたしておるわけでありました。

○小沢(和)委員 それについては、その資金的なことも含めてぜひもつと積極的な姿勢を示してもらいたいという要請をする必要があるのじやないかというのを私は言っているのですが、いかがですか。

○安倍国務大臣 いま私が申ししたのは、やはりそうしたことも含めて協力をしていただきたい、こういうことでございします。

○小沢(和)委員 では、次に進みたいと思ひます。

北炭の再建計画の問題でお尋ねをしたいと思うのですが、北炭が二月十日でしたか、政府に提示をした再建計画については、政府の方も非常に十分だということで再検討を求めたというふうな報道されているのですが、端的に言って、どういふ点が問題だから再検討を要求されたのでしょうか。

○福川政府委員 第一点は、私も私としては、まづ今後の採掘の主力と見られます平安八尺層の炭量の評価と準備の問題、それから二番目に、その平安八尺層の稼働に至りますまでのつなぎの採掘

第二、傾第三号 石炭対策特別委員会議録第五

昭和五十七年二月二十五日

いふわけではございません。更生計画に
られる段階でいろいろな問題が解明され、また解
決され修正され、あるいはまた技術的な改善が加

ども、しかし実際にいまのような形で再建のやらせ方をしようとしたのでは、この北部までは手

がつかないままの状態にずっとなってしまうのじゃないかということなんです。私がいろいろの方から聞いたところでは、北部まで本当に安心できるような保安状態で安定的に採炭をできるようにしようと思つたら、骨格構造からつくり直すというような相当大型の投資が必要になるのじゃないかというように言われている。そうすると、これはいまのような北炭の状態には望むことはできないのじゃないかと思うのです。だから私は、この三池に次ぐ最も貴重な国内資源を生かしていくためには、いまのような再建の仕方そのものを考え直さなくちゃいけないということもこの問題ははらんでいっているのじゃないかと思うのです。だから、遺体の収容などという段階までは北炭にやらせるとしても、それから先の再建については、いまちやうど更生手続をやる、管財人がどうかという話がさつきから出ていますが、ただ管財人というやうなことがなくて、経営の考え方そのものをこの機会に考え直して、これは国家的なプロジェクトとして掘るといふようなことにしていかなければ、あそこには手がつかないのじゃないか。だから私たちは石炭復興公社というやうなことも前に提起したことがありますけれども、そういうやうな経営の主体をつくることも含めて考えないと、この一番貴重な北部については、いつになつてもこいうやり方では手がつかないままにいつてしまふのじゃなからうかということを考えますけれども、この点については大臣、どうお考えでしょう。

○福川政府委員 私どもといたしましては、もちろん新北部の資源が貴重なものであるという点は十分承知もいたしております。また反面、それを採掘するに当たりましては、特にガスの非常に多い炭層でございますから、そのガスを十分コントロールする技術的能力があつて初めて採掘可能になるわけで、その資源の有効活用と同時に、その技術的な面の充実という点が重要なポイントであると思つております。この夕張を再建するという点に關して、私企業体制でこれの再建の道を探る、現

在会社更生法という形態の中では、私どもとしてはそれが最善の方法であると考えております。

その場合に、いま先生が御指摘になられましたのが、遺体の収容までは北炭だが、その後は、こいうお話がございました。私どもといたしましては、いま私企業体制の中で今後管財人が更生計画をいろいろ考えていかれる場合には、相当経営体制の改善等々にもメスを加えて、将来のあり方を御検討になつて方向づけになっていかれると思ひます。もちろん私どももそれなりに協力をしていくものでございまして、もういった今後更生開始決定になりますれば、更生計画がつくられていく過程の中で、いま先生の言われたやうな経営のあり方についての見直し、検討あるいは修正、改善といったやうな点が私どもとしては検討の対象にならないとは考えておりませんで、その中で適切な道が見出されるということを期待をいたしておるところでございます。

○小沢(和)委員 私は、最後にこの再建の問題で一言申し上げておきたいと思ふのは、何か再建のために働く人たちへのしわ寄せがもう避けられない、あたりまえだといふやうな空気になるつてしまつていふやうな感じがするのですけれども、私はこの北炭の最近数年間の経過をみても、働く人たちは、北炭が苦況にあるといふので賃上げはがまんしたり、あるいは一時金も他社の半分といふやうなことでいままで協力されてきたと思ふのです。その結果がああいうガス突出、火災でたくさんの方が亡くなるというやうなこと、しかも、いまだに遺体も満足に上がらぬといふやうな事態を引き起こしているわけですね。これを再建するためにといふことでまた人減らしなどが問題になつていふ。いま百五十四名の人が出向してゐるというのですが、四月以後、操業計画の中では、この人たちが帰ってくることはもう全然問題になつていないといふやうなことが言われておりますし、それ以上に下請の人たちは、現在在籍は三百名あるけれども、この下請の人たちは四、五十人しか働くことができないだらうと言われている。

あとの人たちはみんな失業してしまふといふやうな再建計画になつてゐるわけですね。こいうふうには、幾ら協力しても最後は首切りだ、災害で命まで落とす、これでは余りにひどい話じゃないかと思ふのです。私たちは、こいうやうな働く人たちにのしわ寄せをしないやうな再建の道をもつと真剣に関係者が切り開いていくべきだということとを強く要求して、私のきよりの質問は終わりたいと思ひます。

○枝村委員長 次回は、明二十六日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四十四分散會